

熊 本 県 廃 棄 物 処 理 計 画

(第6期：令和8年度（2026年度）～
令和12年度（2030年度）)

【 素 案 】

令和 年（ 年） 月

熊 本 県

目 次

第 1 章 計画の基本的事項

第 1 節	計画策定の趣旨	1
第 2 節	計画の性格と役割	3
第 3 節	計画の期間	3
第 4 節	計画の位置付け	3
第 5 節	前計画策定（令和 3 年 3 月）以降の国の動向	5

第 2 章 一般廃棄物の現状と課題

第 1 節	一般廃棄物（ごみ）の排出及び処理の状況と課題	7
第 2 節	一般廃棄物（ごみ）処理施設の整備状況等と課題	1 8
第 3 節	一般廃棄物（し尿等）の現状と課題	2 1

第 3 章 産業廃棄物の現状と課題

第 1 節	排出、再生利用、減量化及び最終処分の現状と課題	2 4
第 2 節	産業廃棄物処理施設（最終処分場）の現状と課題	4 0
第 3 節	事業者における適正処理推進の現状と課題	4 2
第 4 節	産業廃棄物の広域移動の現状と課題	4 3
第 5 節	特別管理産業廃棄物の現状と課題	4 4
第 6 節	廃棄物の不法投棄の現状と課題	4 6

第 4 章 廃棄物の将来推計

第 1 節	一般廃棄物（ごみ）の将来推計（令和 7 年度）	4 7
第 2 節	一般廃棄物（し尿等）の将来推計（令和 7 年度）	4 8
第 3 節	産業廃棄物の将来推計（令和 7 年度）	4 9

第5章 サークュラーエコノミー（循環経済）への移行における現状と課題

- 第1節 目指すべき姿
- 第2節 各段階における現状と課題

検討中

第6章 サークュラーエコノミー（循環経済）への移行に向けた目標及び取組の方向性

- 第1節 一般廃棄物の目標値（令和12年度）
- 第2節 産業廃棄物の目標値（令和12年度）
- 第3節 サークュラーエコノミー（循環経済）への移行に向けた目標値（令和12年度）
- 第4節 関係者の役割
- 第5節 取組みの方向性
- 第6節 計画の推進体制・進行管理

検討中

第7章 バイオマス活用の推進に向けた取組み（熊本県バイオマス活用推進計画）

- 第1節 計画策定の基本方針
- 第2節 現状及び目標達成状況
- 第3節 取組みの方向性
- 第4節 利用目標等

検討中

第8章 災害廃棄物の処理に関する事項（熊本県災害廃棄物処理計画）

- 第1節 災害廃棄物処理対策の基本的事項
- 第2節 県の組織体制と情報収集・連絡体制
- 第3節 関係機関における協力・連携体制
- 第4節 災害廃棄物処理実行計画
- 第5節 災害廃棄物処理に係る具体的事項
- 第6節 進捗管理と財源の確保
- 第7節 平時における備え（留意事項等）

検討中

第9章 一般廃棄物処理施設に関する事項（熊本県長期広域化・集約化計画）

第1節

第2節

検討中

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

- 近年、我々が日常的に使用し、ごみとして排出しているプラスチックごみなどによる海洋汚染が、地球規模で環境問題として顕在化し、私たちの生活にも様々な影響を与えており、廃棄物の適切な取扱いは、社会の持続性にもつながる大きな課題となっています。
- また、世界の天然資源の採取が、地球全体の温室効果ガス排出量の大きな要因となり、更には、生物多様性にも深刻な影響をもたらしています。
- 加えて、国際的な資源獲得競争の高まりにより、資源（特に希少物資）の確保が難しくなる懸念が強まっており、国内で資源を循環させて最大限活用することは、国際的な産業競争力や経済安全保障の強化の面で重要性を増しています。
- これまで、廃棄物の削減、循環型社会の形成に向けては、平成12年（2000年）6月に循環型社会形成推進基本法、その他各種リサイクル法が制定されるなど、3Rの推進や廃棄物の適正処理に向けての取り組みが進められてきたところです。
- しかし、先に述べた世界が直面する課題を解決し、未来に向けて、持続可能な社会を形成するためには大量生産・大量消費・大量廃棄型の一方通行型の線形的な経済から、資源投入量・消費量を抑え、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する新たな経済システムであるサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行が強く求められるところです。
- また、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨などの大規模な災害に見舞われ、大量に発生した廃棄物を市町村や関係団体と一体となって適正かつ迅速に処理する中で、改めて平時からの備えが重要であることを認識しました。
- さらに、市町村による一般廃棄物の処理を、将来に渡って適切に持続していくためには、長期的計画に基づく一般廃棄物処理施設の広域化も進める必要があります。
- このような様々な課題がある中、SDGsの視点（本計画が対象とするSDGsのゴールとターゲットは、表1-1-1のとおり）も踏まえ、県民、事業者、市町村等との連携・協働のもと、本県の実情を踏まえた持続可能な形で資源を効率的・循環的に利用する新たな経済システムであるサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行に向けた取組みをより一層進めるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5の規定に基づき、第6期（令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度））の廃棄物処理計画を策定します。

表 1-1-1 本計画が対象とする SDGs のゴールとターゲット

ゴール		ターゲット
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	2030 年までに、 <u>有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。</u> (3.9)
	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	2030 年までに、 <u>持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</u> (4.7)
	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	2030 年までに、 <u>汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。</u> (6.3)
	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける <u>再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。</u> (7.2)
	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	2030 年までに、 <u>資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。</u> すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。(9.4)
	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する	2030 年までに、 <u>大気、水及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</u> (11.6)
	持続可能な生産消費形態を確保する	2030 年までに小売・消費レベルにおける <u>世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。</u> (12.3)
		2020 年までに、 <u>合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。</u> (12.4)
		2030 年までに、 <u>廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。</u> (12.5)
	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	<u>気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。</u> (13.3)
	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	2025 年までに、 <u>海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。</u> (14.1)
	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、 <u>効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</u> (17.17)

第2節 計画の性格と役割

- 本計画は、「循環型社会」の形成の推進のため、県民や事業者が営む生産、流通、消費、廃棄等の社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物の発生抑制、適正処理等の観点から、本県の廃棄物対策に関する施策の方向性を示し、県民、事業者及び行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら、連携・協力して取組みを進めるための計画です。

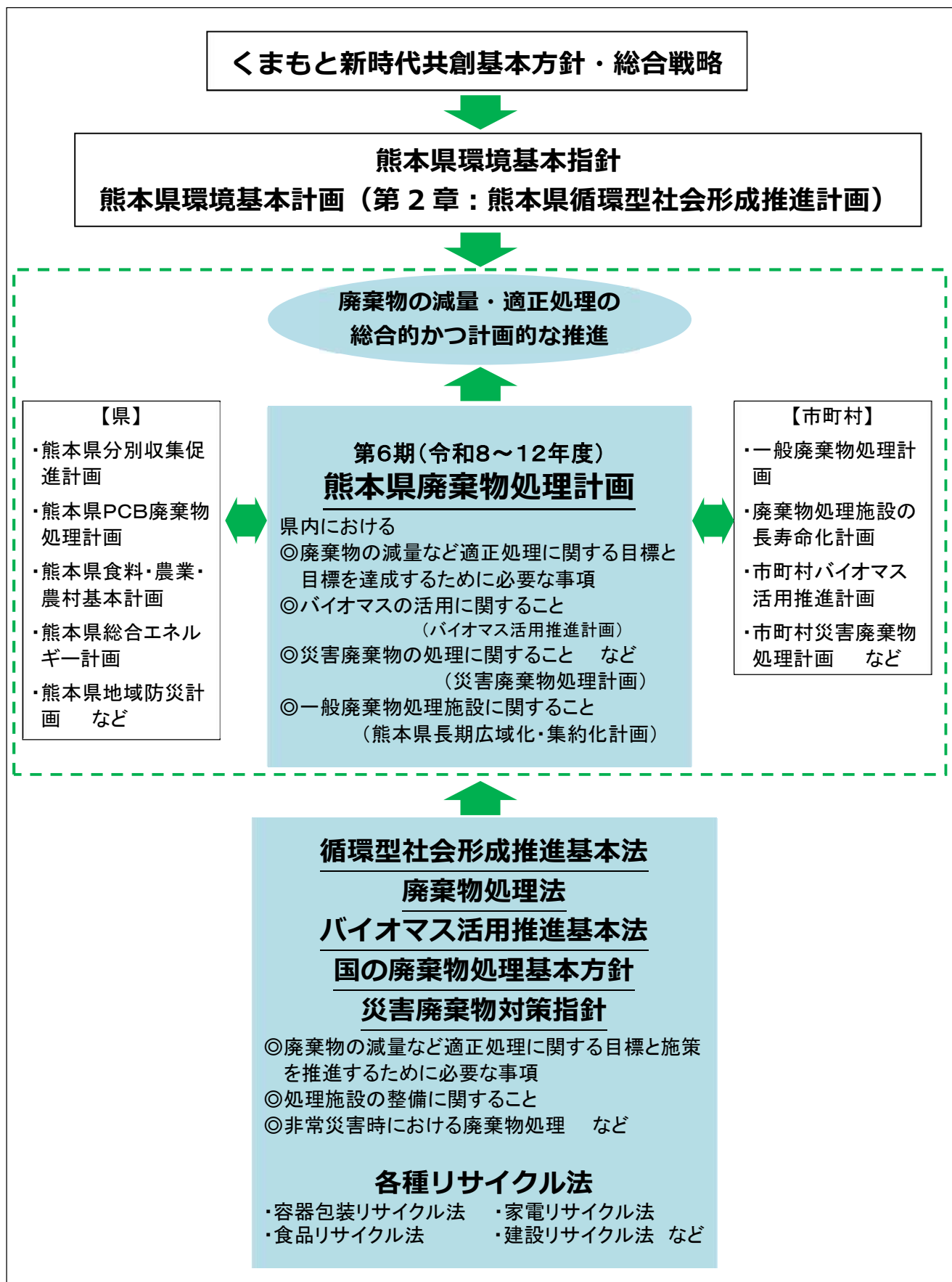
第3節 計画の期間

- 本計画の期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。
- また、計画期間内でも、今後の社会経済情勢の変化や廃棄物処理に関する法制度の改正等によっては、必要な見直しを行います。

第4節 計画の位置付け

- 本計画は、廃棄物処理法第5条の5の規定による法定計画として、本県全体の廃棄物に関する施策の基本方針を示すとともに、県政運営の基本方針「くまもと新時代共創基本方針・総合戦略」や「熊本県環境基本計画（第2章：熊本県循環型社会形成推進計画）」を上位計画とした循環型社会を築くための個別計画として位置付けられるものです。
- 「熊本県分別収集促進計画」や「熊本県PCB廃棄物処理計画」等の関連計画とも整合を図るとともに、市町村が策定する一般廃棄物処理計画と相互に協力し補完し合う関係にあります。
- 本計画中の「バイオマス活用の推進に向けた取組み」については、バイオマス活用推進基本法第21条の規定による「熊本県バイオマス活用推進計画」として位置付けます。
- 「災害廃棄物の処理に関する事項」については、平成30年（2018年）3月に改定された国の「災害廃棄物対策指針」を参考としながら、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和7年（2025年）環境省告示第6号。以下「国の基本方針」という。）に基づく「熊本県災害廃棄物処理計画」として位置付けます。
- 「一般廃棄物処理施設に関する事項」については、令和6年3月29日付け環循適発第24032923号「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」に基づく「熊本県長期広域化・集約化計画」として位置づけます。

図 1-4-1 本計画の位置づけ



第5節 前計画策定（令和3年（2021年）3月）以降の国の動向

○ 循環型社会形成に向けた制度の整備が、次のとおり行われました。

令和3年 6月 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」公布（製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じる。）

令和4年 9月 「バイオマス活用推進基本計画（第3次）」閣議決定（農山漁村だけでなく都市部も含めた地域主体のバイオマスの総合的な利用の推進や製品・エネルギー産業の市場のうち、一定のシェアを国産バイオマス産業による獲得を目指す。）

令和5年 6月 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」変更（2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物処理を取り巻く情勢変化を踏まえ、所要の変更を行った。）

令和5年 6月 「廃棄物処理施設整備計画」閣議決定（2023年度から2027年度の5ヶ年の廃棄物処理施設整備計画を策定。）

令和6年 5月 「第六次環境基本計画」閣議決定（政府の環境施策の大綱を定めるもの。環境保全を通じた、現在および将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」最上位の目的に掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」（「環境・生命文明社会」）の構築を目指す。）

令和6年 5月 「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」公布（資源循環を進めていくため、製造業者等が必要とする質と量の再生材が確実に供給されるよう、再資源化事業等の高度化を促進し、資源循環産業の発展を目指す。）

令和6年 8月 「第五次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定（循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるもの。第五次計画では循環経済への移行を国家戦略として位置付けた上で、各施策の方向性を示した。）

令和6年 8月 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更」閣議決定（高濃度PCB廃棄物について、北九州・大阪・豊田事業地域での処理事業を終了し、今後、北海道事業所にて同エリアの高濃度PCB廃棄物を処理することとした。）

令和7年 2月 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」変更（令和6年8月に決定された第五次循環型社会形成推進基本計画と整合させる形で、目標値を改定した。）

第2章 一般廃棄物の現状と課題

第1節 一般廃棄物（ごみ）の排出及び処理の状況と課題

（1）ごみの排出状況

- ごみ総排出量は、平成28年熊本地震の翌年以降コロナ渦等の影響もあり、令和元年度までは増加していましたが、その後は減少傾向で推移しています。
- 1人1日当たりの排出量もごみ総排出量と同様に、令和元年度以降は減少傾向にあり、令和5年度には822gとなり、過去10年で最も少なくなっています。
- 1人1日当たりの排出量は、全国値を下回る値で推移していますが、順位に関しては、平成30年度以前は全国で上位5位内に位置していましたが、令和元年度以降は8.9位を推移しています。（表2-1-1、図2-1-2）

表2-1-1 県内の一般廃棄物排出量と1人1日当たりの排出量

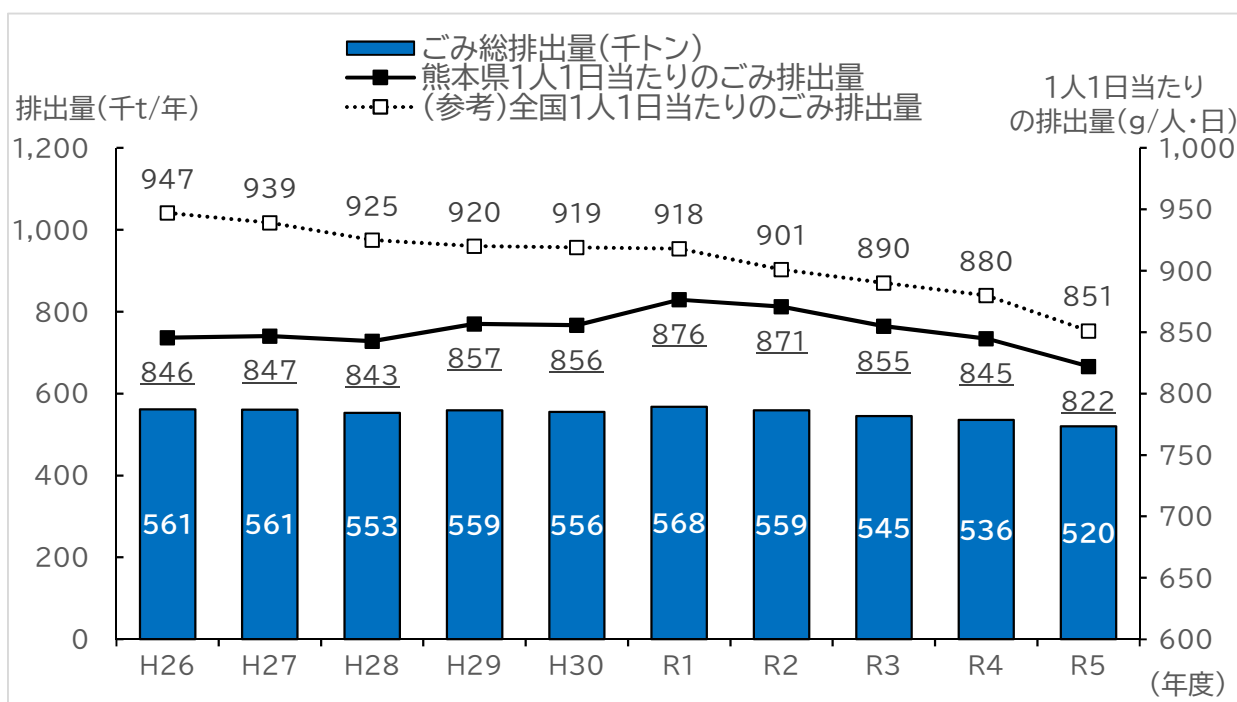
区分	年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
ごみ総排出量(ト)		561,337	560,921	552,656	559,100	555,520	567,615	559,256	545,230	535,917	520,091
1人1日当たりの排出量(グラム)	熊本県	846	847	843	857	856	876	871	855	845	822
	(参考)全国	947	939	925	920	919	918	901	890	880	851
	熊本県順位	3	4	3	4	5	8	9	9	9	8

○1人1日当たりの排出量(グラム/人・日)=(ごみ総排出量)/(総人口※)/365日(又は366日)

※「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省:各年10月1日時点)による。

○出典:「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省)をもとに熊本県循環社会推進課作成

図2-1-2 熊本県内のごみ総排出量と1人1日当たりのごみ排出量の推移



○本図は、表2-1-1をグラフ化したもの。

- ごみの排出量は市町村ごとに違いがあり、市町村別のごみ総排出量を見ると、県内人口の42%を占める熊本市が県全体量の45%を占めている。
- 1人1日当たりの排出量では、嘉島町で1,000グラムを超えている状況であり、嘉島町では総排出量に占める事業系ごみ量の割合が高いことが影響しているものと考えられる。
- 一方、1人1日当たり排出量が少ないのは津奈木町(459グラム)、産山村(551グラム)、芦北町(577グラム)、球磨村(585グラム)などとなっており、この4町村は事業系ごみが非常に少ないことに加え、球磨村では可燃ごみの収集が週1回と少ないことや、芦北町と津奈木町ではごみの分別区分が20以上と多い等が影響していることが考えられる。

表 2-1-2-2 市町村別ごみの排出量

	総人口 (人)	ごみ総排出量			1人1日当たり排出量		
		合計 (t/年)	生活系	事業系	合計 (g/人・日)	生活系	事業系
合計	1,728,528	520,091	356,769	163,322	822	564	258
熊本市	731,691	236,238	149,022	87,216	882	556	326
八代市	121,826	37,162	26,294	10,868	833	590	244
人吉市	30,321	10,816	7,479	3,337	975	674	301
荒尾市	49,708	14,376	11,287	3,089	790	620	170
水俣市	22,246	5,985	4,604	1,381	735	565	170
玉名市	63,029	16,462	12,669	3,793	714	549	164
山鹿市	48,812	13,620	9,206	4,414	762	515	247
菊池市	46,807	12,449	9,693	2,756	727	566	161
宇土市	36,403	9,834	7,662	2,172	738	575	163
上天草市	24,417	7,809	5,128	2,681	874	574	300
宇城市	57,059	19,656	15,214	4,442	941	729	213
阿蘇市	24,706	8,424	5,639	2,785	932	624	308
天草市	73,697	23,739	14,162	9,577	880	525	355
合志市	64,638	14,963	12,989	1,974	632	549	83
美里町	8,909	2,050	1,562	488	629	479	150
玉東町	5,181	1,197	949	248	631	500	131
南関町	8,862	2,096	1,473	623	646	454	192
長洲町	15,504	3,823	3,155	668	674	556	118
和水町	9,126	2,196	1,745	451	657	522	135
大津町	35,967	8,786	7,076	1,710	667	538	130
菊陽町	43,803	11,445	8,471	2,974	714	528	186
南小国町	3,818	1,286	741	545	920	530	390
小国町	6,516	2,301	1,499	802	965	629	336
産山村	1,374	277	277	0	551	551	0
高森町	5,972	1,553	1,238	315	711	566	144
西原村	6,781	2,145	1,674	471	864	674	190
南阿蘇村	10,148	2,831	1,955	876	762	526	236
御船町	17,247	4,828	3,360	1,468	765	532	233
嘉島町	10,151	4,132	2,170	1,962	1,112	584	528
益城町	33,993	9,905	7,363	2,542	796	592	204
甲佐町	10,072	2,659	2,062	597	721	559	162
山都町	13,346	3,406	2,230	1,176	697	457	241
氷川町	10,978	3,284	2,176	1,108	817	542	276
芦北町	15,139	3,197	2,976	221	577	537	40
津奈木町	4,239	712	659	53	459	425	34
錦町	10,241	2,804	2,096	708	748	559	189
多良木町	8,682	2,195	1,607	588	691	506	185
湯前町	3,480	970	961	9	762	755	7
水上村	1,969	436	369	67	605	512	93
相良村	4,028	968	815	153	657	553	104
五木村	935	247	240	7	722	701	20
山江村	3,236	748	639	109	632	540	92
球磨村	2,735	586	518	68	585	517	68
あさぎり町	14,405	3,878	2,890	988	736	548	187
苓北町	6,331	1,617	775	842	698	334	363

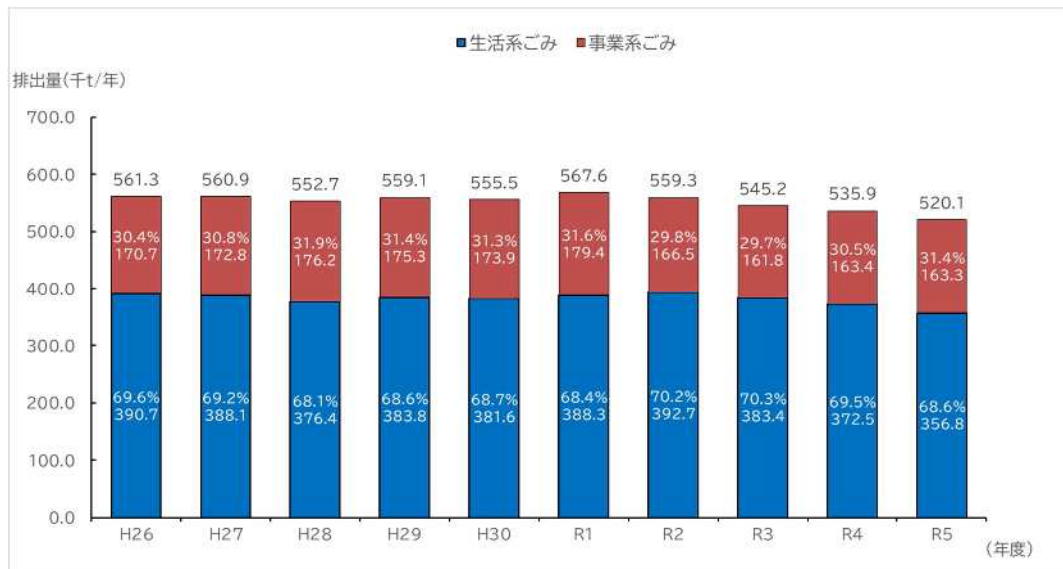
注1) 総人口には、外国人人口を含んでいる。

注2) 1人1日当たりのごみ排出量=ごみ総排出量÷総人口÷365日(または366日)

○出典:「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省)をもとに熊本県循環社会推進課作成

- ごみ総排出量を生活系と事業系との排出形態別に見ると、生活系ごみは、熊本地震の翌年の平成29年度に約384千トンと前年度より約7千トン（約2.0%）増加し、令和元年度と令和2年度にかけては新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、外出自粛やテレワークの増加等の影響で生活系ごみの量が増え、令和2年度には約393千トンまで増加しました。その後は減少傾向で推移しており、令和5年度は約357千トンとなり、過去10年間の中で最も少ない排出量となっています。
- 一方、事業系ごみは令和元年度までは横ばいで推移していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、令和2年度に事業系ごみは大きく減少し、その後も比較的增加することなく横ばいで推移しており、令和5年度は約163千トンとなっています。（図2-1-3）
- 他県での事業系一廃の組成調査結果等によると、事業系ごみの内訳は、紙類や廃プラスチック類、厨芥類（飲食店や青果市場等の事業所から出てくる野菜くずや食べ物の残り等）が多くを占めています。

図2-1-3 熊本県内の排出形態別ごみ総排出量の推移



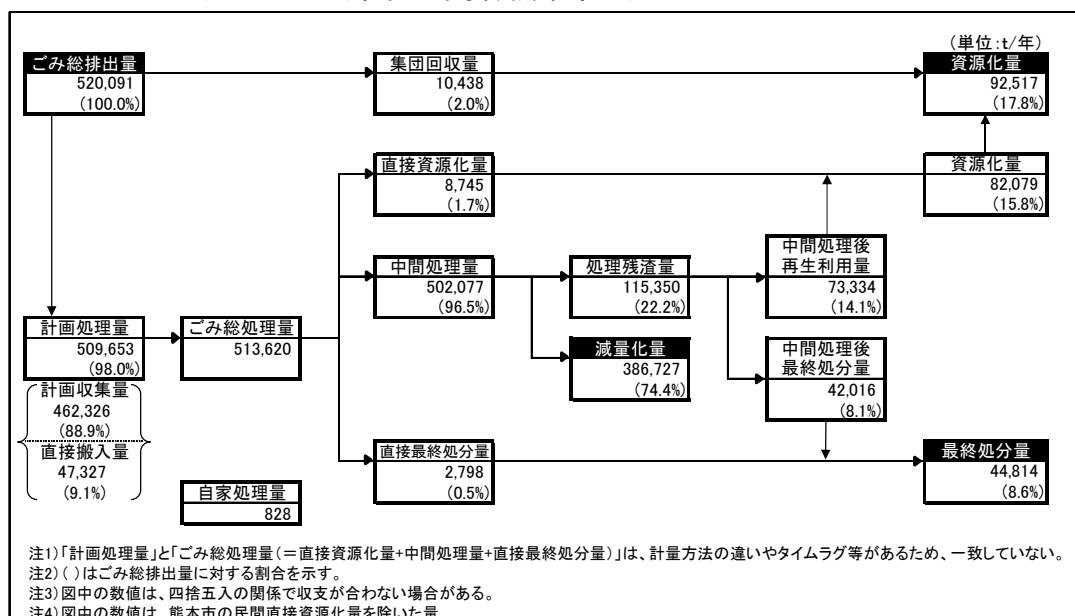
○各形態別ごみ発生量は四捨五入しているため、合算した値は合計値と異なる場合がある。

○出典:「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省)をもとに熊本県循環社会推進課作成

(参考) リチウムイオン電池について

- 廃棄物処理施設や収集運搬車両等において、リチウムイオン電池を使用した製品に起因する火災事故等が頻繁に発生し、令和5年度には、全国の市町村において8,543件発生し、本県でもリチウムイオン電池の混入が原因として考えられる火災が発生しています。
- 火災事故等が発生した場合、廃棄物処理施設や収集運搬車両そのものへの被害に加え、作業員に対しても危害が及ぶ危険性があります。また、廃棄物処理施設が火災事故等により稼働停止し、廃棄物処理が滞る場合には、その地域の生活環境保全上の支障等に大きな影響を及ぼします。

図 2-1-4 ごみ処理フロー(令和5年度、熊本県内)



○出典:「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省)をもとに熊本県循環社会推進課作成

【第5期廃棄物処理計画の目標と達成見込み】

		実績(一般廃棄物処理事業実態調査)					第5期計画	
		年度	R1	R2	R3	R4	R5	目標(R7)
								<参考> 将来推計(R7)
ごみ総排出量			568	559	545	536	520	506

		実績(一般廃棄物処理事業実態調査)					第5期計画	
		年度	R1	R2	R3	R4	R5	目標(R7)
								<参考> 将来推計(R7)
1人1日当たり排出量(全体)			876	871	855	845	822	811
	うち生活系		599	612	601	587	564	557
	うち事業系		277	259	254	258	258	254

- 第5期計画では、平成30年度の実績に対し令和7年度において約5%（1人1日当たり856グラム→811グラム）削減し、総量としては506千トンとすることを目標としました。
- ごみ総排出量の目標値506千トン（令和7年度）に対し、令和5年度実績は約520千トンであり、近年の減少率を継続できれば目標値を達成する可能性があります。
- また、1人1日当たり排出量の目標値811グラム（令和7年度）に対し、令和5年度実績は約822グラムであり、このままの推移でいけば目標値の811グラムは達成する可能性があります。また、生活系ごみに関しては令和5年度実績で564グラム、事業系ごみの令和5年度実績は258グラムであり、このままの推移でいけば目標値を達成する可能性があります。

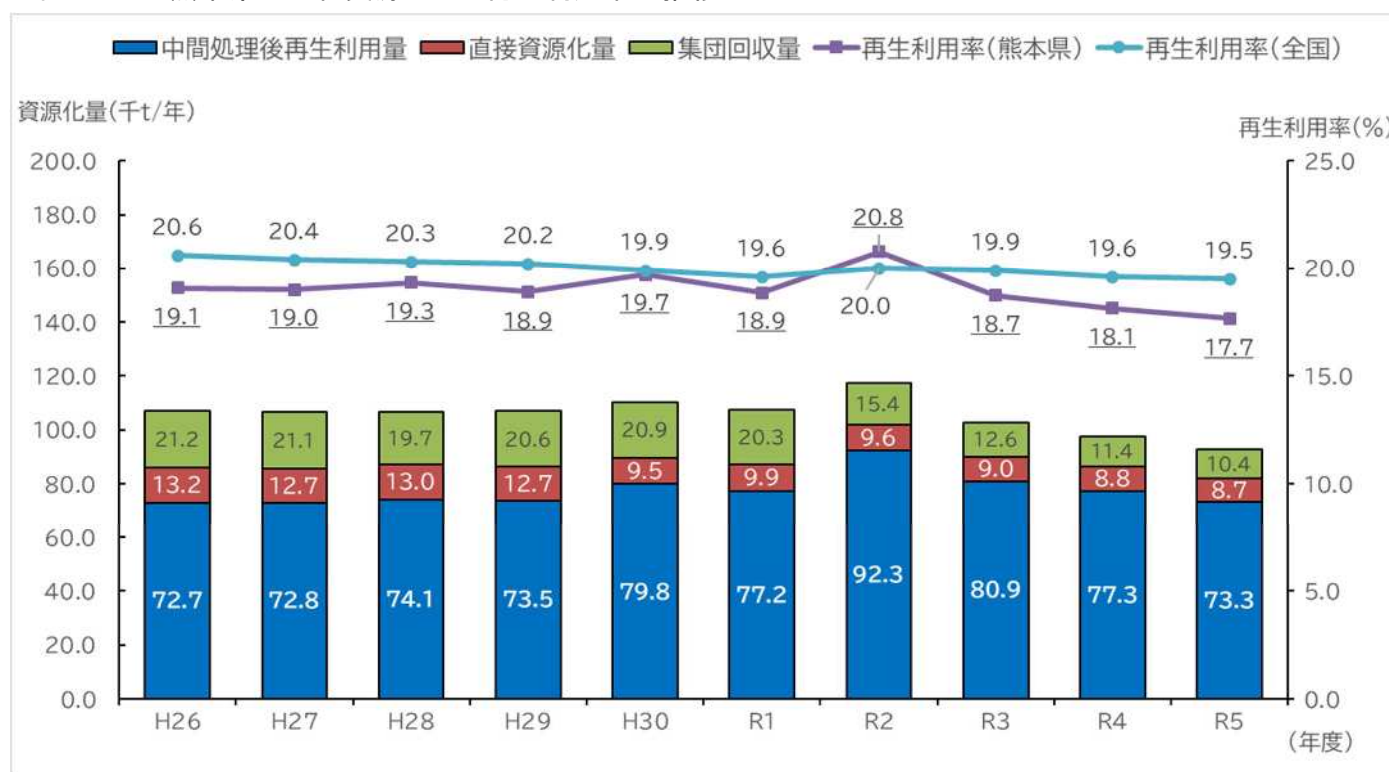
【 ごみの排出に関する課題 】

- 令和5年度の県民1人1日当たりのごみ排出量（822グラム）は、全国で8番目に少ない状況ですが（全国851グラム）、更なる削減に取り組む必要があります。
- 1人1日当たりのごみ排出量は、市町村ごとに違いがあるため、特に量の多い市町村において削減が必要です。
- 事業系一般廃棄物の排出量は横ばいで推移しているため、今後より一層の排出量削減のためには事業系一般廃棄物の削減を強化する必要があります。
- 日本の食品ロス発生量の推計値によると、令和4年度には、家庭の可燃ごみの中にまだ食べられるのに捨てられている食品ロスが1人1日あたり約103g（おにぎり1個のご飯の量に相当）含まれていることが報告されています。近年、食品ロスは減少傾向ですが、引き続き中長期的な推移の注視が必要です。
- 廃棄された小型家電、特に携帯電話や加熱式タバコなどに内蔵されるリチウムイオン電池が一般ごみに混入すると、ごみ収集車や清掃工場での発火、火災に繋がる危険性があります。
- 水銀フリー社会の実現に向け、水銀含有製品の適正処理を推進する必要があります。

(2) 再生利用の状況

- 再生利用率は、令和2年度に20.8%まで上昇しましたが、その後は減少しており、令和5年度は17.7%となっています。(図2-1-5)
- 再生利用率を全国値と比較すると、令和2年度を除き、本県の方が低く推移しています。
- 再生利用率が伸び悩む要因として、直接焼却率(ごみ処理量に占める直接焼却している割合)が令和5年度で79.6%と高いことがある。これは平成29年度の77.8%から増加傾向で推移しています。
- また、事業系ごみのうち資源ごみの割合が少ないことも再生利用率向上を妨げている一つの要因と考えられます。具体的にみると、令和5年度の生活系ごみ搬入量に占める資源ごみの割合が16.4%であるのに対し、事業系ごみでは8.8%と半分程度となっています。

図2-1-5 熊本県内の総資源化量と再生利用率の推移



○再生利用率(%) = [(処理後再生利用量 + 直接資源化量 + 集団回収量) / (ごみ総処理量 + 集団回収量)] × 100

○出典:「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省)をもとに熊本県循環社会推進課作成

- 令和5年度の再生利用率の高い市町村としては、可燃ごみをR D F（Refuse Derived Fuel：ごみ固形燃料）化して、発電所のエネルギー源として供給している荒尾市、阿蘇地域の6市町村で55%を超えています。
- また、生ごみ等のたい肥化に取り組んでいる水俣市、芦北町、津奈木町において、再生利用率が約35%前後となっています。

（参考）資源化施設※の状況

- 市町村等が設置する資源化を行う施設は、令和2年度に生ごみ処理施設が1施設減り、処理能力も70トン／日減少し、その後は27施設処理能力320トン前後で推移しています。（表2-1-6）
- ごみ燃料化施設は平成26年度以降、施設数も処理能力も変化はありません。

表 2-1-6 熊本県内の資源化施設の状況

	資源化を行う施設		ごみ燃料化施設		合計	
	施設数	処理能力 (トン/日)	施設数	処理能力 (トン/日)	施設数	処理能力 (トン/日)
H26	27	359	2	133	29	492
H27	27	359	2	133	29	492
H28	28	368	2	133	30	501
H29	27	354	2	133	29	487
H30	28	390	2	133	30	523
R1	28	390	2	133	30	523
R2	27	320	2	133	29	453
R3	27	320	2	133	29	453
R4	27	317	2	133	29	450
R5	27	325	2	133	29	458

○市町村・事務組合が設置する施設で、休止施設を含み廃止施設を除く。

○出典：「一般廃棄物処理事業実態調査」（環境省）をもとに熊本県循環社会推進課作成

※資源化施設

不燃ごみの選別施設、圧縮・梱包施設等の施設、ごみ堆肥化施設、ごみ飼料化施設などが該当し、粗大ごみ処理施設、ごみ燃料化施設、保管施設以外をいいます。

(参考) 市町村の分別収集状況

- 市町村は地域の実情に応じて、紙類やガラス類、ペットボトル、容器包装プラスチック等の分別収集を行っています。平成 26 年度から大きな変動はありません。なお、令和 4 年度から統計で資源ごみの中で「製品プラスチック」が追加されましたが、令和 6 年度で分別回収を実施している自治体は 14 自治体となっています。(表 2-1-7)

表 2-1-7 熊本県内市町村の分別収集の状況(市町村数)

年度 \ 分別数	5以下	6～10	11～15	16～20	21以上
H26	0	6	8	21	10
H27	0	6	7	22	10
H28	1	6	7	22	9
H29	1	7	7	21	9
H30	0	7	8	20	10
R1	1	7	9	18	10
R2	1	8	8	16	12
R3	1	8	9	16	11
R4	1	8	9	17	10
R5	1	8	9	16	11

○出典:「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省)をもとに熊本県循環社会推進課作成

- 市町村による資源ごみ個別品目の分別収集の取組み状況について表 2-1 のとおりである。
- 分別収集に取り組んでいる市町村数が少ない品目としては、「剪定枝」「その他のプラ」「生ごみ」などが挙げられ、それらを分別収集していない理由については、「資源化施設が整備されていない」との回答が多くなっている。

表 2-1-7-2 資源ごみの個別品目の分別収集の取組み

	金属類			ガラス類				紙類					プラスチック類				その他						
	スチール缶	アルミ缶	その他の金属	無色透明	茶色	その他の色	Rマークびん	飲料用紙製容器 (紙パック)	紙製容器包装	段ボール	新聞紙	雑誌・チラシ	ペットボトル	白色トレイ	プラ製容器包装	その他のプラ	布類	生ごみ	廃食用油	剪定枝	蛍光灯	電池	使用済小型家電
分別収集	40	40	32	40	39	38	24	37	31	42	42	42	42	34	29	15	36	15	22	13	39	39	27

○出典:「市町村の一般廃棄物処理に関する取組及び今後の動向等の調査」(R6 熊本県循環社会推進課)

表 2-1-7-3 資源ごみの個別品目の分別収集していない理由

		金属類		ガラス類				紙類				プラスチック類				その他								
		スチール缶	アルミ缶	その他の金属	無色透明	茶色	その他の色	Rマークびん (紙パック)	飲料用紙製容器	紙製容器包装	段ボール	新聞紙	雑誌・チラシ	ペットボトル	白色トレイ	プラ製容器包装	その他のプラ	布類	生ごみ	廃食用油	剪定枝	蛍光灯	電池	使用済小型家電
分別収集	近隣にリサイクル業者がない	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	1	0	4	0	2	2	3	2	2	3
	収集に経費がかかる	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	4	0	5	3	6	0	0	1
	住民の協力が得られない (住民負担が大きい)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	資源化施設が整備されていない	1	1	2	1	2	2	3	2	3	1	1	1	1	3	4	8	3	8	2	7	1	1	3
	その他	1	1	5	1	1	1	5	2	5	0	0	0	0	3	5	6	1	7	7	4	1	1	4

○出典:「市町村の一般廃棄物処理に関する取組及び今後の動向等の調査」(R6 熊本県循環社会推進課)

【第5期廃棄物処理計画の目標と達成見込み】

年度	実績(一般廃棄物処理事業実態調査)					第5期計画	
	R1	R2	R3	R4	R5	目標 (R7)	<参考> 将来推計(R7)
再生利用率	18.9%	20.8%	18.7%	18.1%	17.7%	28.0%	20.3%

- 第5期計画では、国の基本方針の目標（平成30年度の約20%から令和7年度において約28%に増加）に準じて、「令和7年度において28%を目標」ととしています。
- 目標値28%（令和7年度）に対し、令和5年度実績は約17.7%と、目標達成は難しい状況となっています。
- なお、国の目標値（28%）を達成した県は全国で岡山県、鳥取県のみとなっています。（※令和5年度時点）です。

【再生利用に関する課題】

- 再生利用率に関しては、近年は横ばいの状況が続いており、ごみ排出量が減少している中、再生利用率は向上していない状況が続いています。
- 再生利用率を高めるため、近年上昇傾向にある焼却率（令和5年度実績：79.6%）を下げる必要があります。
- 資源ごみの分別収集に関しても市町村ごとに取組みの違いがあるため、再生利用率を高めるためには、資源ごみの分別収集の取組みが進んでいない市町村では取組みの強化が必要になります。
- 特に、製品プラスチックについては、従前から可燃ごみとして焼却されていることが多く、プラスチック資源循環促進法（プラ新法）に基づき、適切に分別・資源化することが求められています。
- ごみのRDF化については、全国的に撤退する市町村が相次ぎ、先行きが不透明な中、今後どのように進められるのか注視する必要があります。

(3) 最終処分量の状況

- 最終処分量は、減少傾向で推移しており、令和5年度は約45千トンとなっています。
- 1人1日当たりの最終処分量も減少傾向で推移しており、令和5年度は約71グラム/人・日となっています。令和2年度以降は、全国値と同様の推移となっており、令和5年度は全国で25番目となっています。(表2-1-8、図2-1-9)

表2-1-8 最終処分量及び最終処分率の推移

年度			H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
最終処分量	中間処理後最終処分量	(千トン/年)	54	55	58	59	52	45	47	45	44	42
	焼却残渣	(千トン/年)	46	47	50	44	39	37	39	38	37	35
	焼却施設以外からの処理残渣	(千トン/年)	8	8	9	15	13	8	9	7	7	7
	直接最終処分量	(千トン/年)	3	4	3	5	6	4	3	3	3	3
	合計	(千トン/年)	57	59	61	64	58	48	50	48	47	45
最終処分率		(%)	10.2	10.5	11.1	11.4	10.4	8.5	9.0	8.9	8.9	8.6
総人口		(千人)	1,819	1,810	1,797	1,788	1,779	1,770	1,759	1,747	1,738	1,729
1人1日当たりの最終処分量		(g/人・日)	86	89	94	98	89	75	79	76	75	71
(参考)全国の1人1日当たりの最終処分量		(g/人・日)	92	89	85	83	83	82	79	74	74	69
一般廃棄物排出量		(千トン/年)	561	561	553	559	556	568	559	545	536	520

注1) 総人口には、外国人人口を含んでいる。

注2) 1人1日当たりの最終処分量=最終処分量(合計)÷総人口÷365日(または366日)

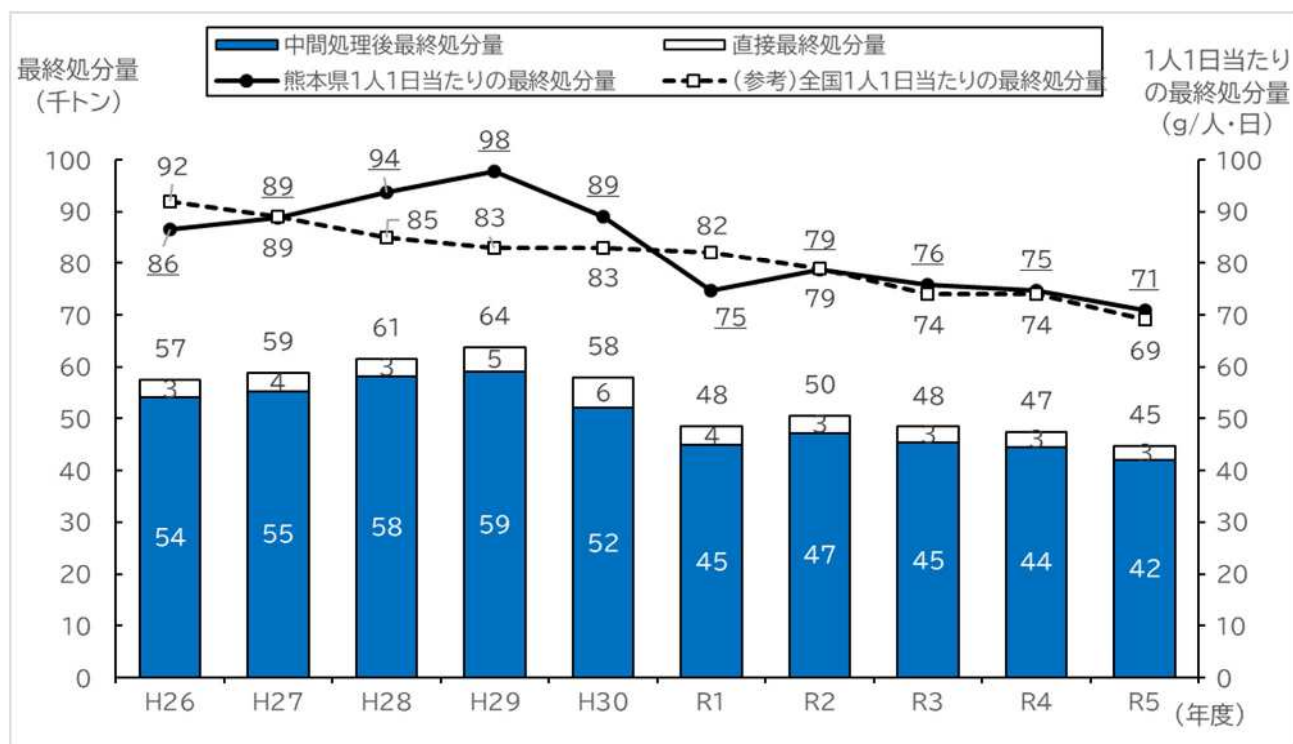
注3) 最終処分率=最終処分量÷ごみ総排出量×100

○ 1人1日当たり最終処分量(g/人・日)=(最終処分量)÷(総人口)÷365日(又は366日)

○ 最終処分率(%)=(最終処分量)÷(ごみ総排出量)×100

○ 出典:「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省)をもとに熊本県循環社会推進課作成

図2-1-9 県内の最終処分量及び1人1日当たりの最終処分量の推移



○ 本図は、表2-1-8の最終処分量及び1人1日当たりの最終処分量の推移をグラフ化したもの。

【第5期廃棄物処理計画の目標と達成見込み】

(単位:千トン)

年度	実績(一般廃棄物処理事業実態調査)					第5期計画	
	R1	R2	R3	R4	R5	目標 (R7)	<参考> 将来推計(R7)
最終処分量	48	50	48	47	45	48	56

- 第5期計画では、国の基本方針の目標（平成30年度に対し令和7年度において約17%削減）に準じて、「平成30年度に対し令和7年度において17%（約10千トン）削減することを目標」としています。
- 目標値48千トン(令和7年度)に対し、令和5年度の実績は約45千トンと約3千トン少なくなっており、目標は達成する見込みとなっています。

【最終処分量に関する課題】

- 最終処分量は目標を既に達成している状況ではありますが、埋め立てられているごみには、まだまだ多くの資源が含まれていることも想定されます。

第2節 一般廃棄物（ごみ）処理施設の整備状況等と課題

(1) ごみ焼却施設の整備状況

- ごみの焼却処理については、3市町で単独処理が行われており、その他の市町村はすべて複数市町村で構成される一部事務組合や広域連合等（以下「事務組合等」という）による広域処理が行われています。
- 市町村合併により複数のごみ焼却施設を管理する市や事務組合等では、施設の集約化に向けた検討が進められています。また、一部では更なる広域的な処理に向けた協議も進められています。
- 既存焼却施設の余熱利用※については、13施設（全体の65%）で実施されており、そのうち5施設（全体の25%）で発電が行われています。（表2-2-1）
 なお、全国（令和5年度）では焼却施設の72.1%で余熱利用が実施され、40.9%の施設が発電設備を有しています。
- 本県の既存施設のうち、平成27年度以降に使用を開始した5施設では、発電や二酸化炭素排出抑制等、地球温暖化防止や省エネルギー化等に配慮した整備が行われています。

表2-2-1 熊本県内のごみ処理施設(焼却)の推移

年度	ごみ焼却施設		余熱利用有り					余熱利用無し
	施設数	処理能力(ト/日)		温水利用	蒸気利用	発電利用	その他	
H26	20	2,081.5	12	12	1	2	0	8
H27	21	2,001.5	13	13	1	2	0	8
H28	21	2,097.0	13	13	1	3	0	8
H29	21	2,097.0	13	13	1	3	0	8
H30	20	2,079.0	13	13	1	4	0	7
R1	21	2,175.0	14	13	1	5	0	7
R2	21	2,175.0	14	13	1	5	0	7
R3	20	2,040.0	14	13	1	5	0	6
R4	20	2,064.0	14	13	1	5	0	6
R5	20	2,064.0	13	12	1	5	0	7

○出典:「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省)をもとに熊本県循環社会推進課作成

※余熱利用

焼却施設からの余熱を有効に利用する方法としては、発電のほか、施設内の暖房・給湯、温水プール等での温水利用や蒸気利用等があります。

（２）最終処分場の整備状況

- 最終処分場数及び埋立が可能な残余容量は減少傾向にあり、また、一部の市町村（事務組合等を含む）では、最終処分場を有していない状況となっています。（表 2-2-2）。
- 平成 28、29 年度の残余年数が他の年度に比べて短くなっているのは、当該年度の埋立量の増加によるものです。

表 2-2-2 熊本県内の最終処分場の推移

	施設数	埋立面積 (千m ²)	全体容量 (千m ³)	残余容量 (千m ³)	残余年数 (年)	(参考)全国平均 残余年数(年)
H26	14	237	2,480	1,366	19.4	20.1
H27	14	237	2,480	1,362	18.9	20.4
H28	14	237	2,507	1,151	15.3	20.5
H29	14	235	2,507	1,325	17.0	21.8
H30	13	232	2,501	1,296	18.3	21.6
R1	13	229	2,469	1,257	21.2	21.4
R2	11	224	2,432	1,196	19.3	22.4
R3	11	224	2,432	1,158	19.5	23.5
R4	12	244	2,562	1,167	20.1	23.4
R5	12	244	2,567	1,138	20.7	-

○出典:「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省)をもとに熊本県循環社会推進課作成

○埋立面積及び全体容量は設置許可時のもの(当初から拡張の計画がある場合はそれを含む。)

○残余容量とは、設置許可時の全体容量のうち、竣工した部分の容量から埋立量を引いた量

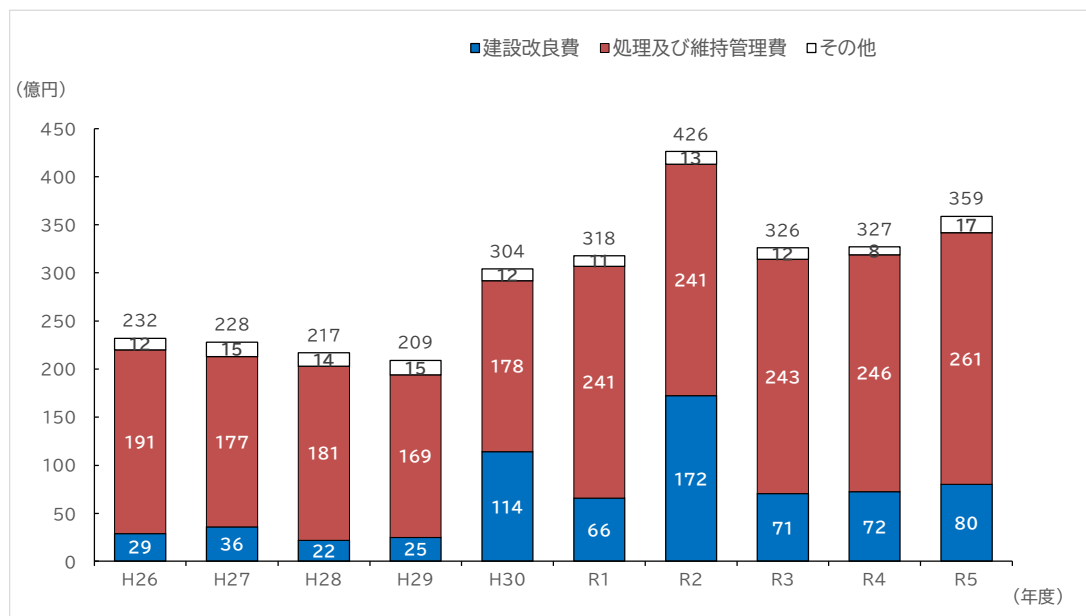
○残余年数とは、新規の最終処分場が整備されず、当該年度の最終処分量により埋立が行われた場合に、埋立処分が可能な期間(年)をいい、以下の式により算出される。

$$\text{残余年数} = \frac{\text{当該年度末の残余容量}}{\text{当該年度の最終処分量} \div \text{埋立ごみ比重 (埋立ごみ比重は 0.816 とする。)}}$$

（３）ごみ処理経費の状況

- 平成30年度以降、建設改良費、処理及び維持管理費は増加しています。
(図2-2-3)
- 平成30年度は八代市、令和2年度は菊池広域連合の大規模施設の建設に伴い、建設改良費が増加しています。

図2-2-3 熊本県内のごみ処理経費の推移



○出典:「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省)をもとに熊本県循環社会推進課作成

【 一般廃棄物処理施設に関する課題 】

- 今後の人口減少に伴うごみ排出量の減少に向け、市町村は、経済性、効率性を踏まえ、ごみ焼却施設等の集約化や他の市町村等との連携による広域的な処理など、一般廃棄物の処理主体として適正な処理体制を確保する必要があります。
- 今後、市町村は、地球温暖化防止や省エネルギー化等に配慮したエネルギー回収効率の高いごみ焼却施設の整備を行う必要があります。
- また、新たな施設設置が困難な市町村にあっては、市町村策定の長寿命化計画に基づき老朽化した施設の更新や改良を適切な時期に行う必要があります。
- 災害時には施設被害の発生や施設の処理能力を超える廃棄物の発生し、廃棄物処理に支障が生じることが想定される。
- これらの課題については、令和6年3月の環境省通知を受けて、今回、県が市町村等と連携し策定した「長期広域化・集約化計画」(第8章参照)に基づき対応していく必要があります。

第3節 一般廃棄物（し尿等）の現状と課題

本節では、市町村が主体となって収集・運搬・処分を行う、くみ取りし尿や浄化槽汚泥（一般廃棄物）を中心に記載します。

（1）水洗化の状況

- 公共下水道、浄化槽など生活排水処理施設については、計画的な整備が進められ、水洗化率は年々高くなっており、令和5年度における水洗化率は93.1%（全国96.3%（令和5年度））となっています。（表2-3-1、図2-3-2）

表2-3-1 熊本県内の生活排水処理施設の推移

区分	年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
総人口	(人)	1,818,735	1,810,065	1,796,725	1,787,992	1,778,909	1,769,564	1,759,455
水洗化人口	公共下水道人口	(人)	1,114,202	1,139,870	1,126,606	1,135,370	1,144,574	1,144,909
	浄化槽人口	(人)	477,468	476,696	482,298	474,019	457,266	456,013
	単独	(人)	198,029	211,999	215,634	201,042	181,033	175,397
	合併	(人)	279,439	264,697	266,664	272,977	276,233	280,616
	コミュニティ・プラント人口	(人)	562	539	6,269	7,152	12,708	11,739
	合計	(人)	1,592,232	1,617,105	1,615,173	1,616,541	1,614,548	1,612,661
非水洗化人口	計画収集人口	(人)	223,845	190,917	180,109	169,926	163,102	155,722
	自家処理人口	(人)	2,658	2,043	1,443	1,525	1,259	1,181
	合計	(人)	226,503	192,960	181,552	171,451	164,361	156,903
水洗化率	(%)	87.5	89.3	89.9	90.4	90.8	91.1	91.8
非水洗化率	(%)	12.5	10.7	10.1	9.6	9.2	8.9	8.2
公共下水道水洗化率	(%)	61.3	63.0	62.7	63.5	64.3	64.7	65.5
浄化槽水洗化率	(%)	26.3	26.3	26.9	26.6	25.9	25.9	25.8
うち合併処理	(%)	15.4	14.6	14.9	15.3	15.6	16.0	15.9

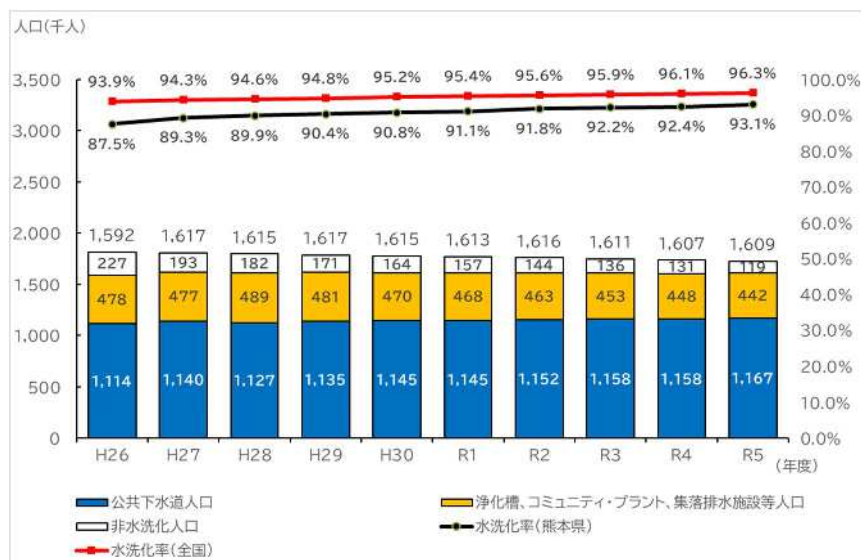
区分	年度	R3	R4	R5
総人口	(人)	1,747,473	1,738,157	1,728,528
水洗化人口	公共下水道人口	(人)	1,157,910	1,158,414
	浄化槽人口	(人)	403,580	398,917
	みなし(単独)	(人)	108,211	103,861
	合併	(人)	267,264	278,399
	その他	(人)	28,105	13,872
	コミュニティ・プラント人口	(人)	388	393
	集落排水施設等人口	(人)	49,364	49,050
	合計	(人)	1,611,242	1,606,774
非水洗化人口	計画収集人口	(人)	135,217	130,443
	自家処理人口	(人)	1,014	940
	合計	(人)	136,231	131,383
水洗化率	(%)	92.2	92.4	93.1
非水洗化率	(%)	7.8	7.6	6.9
公共下水道水洗化率	(%)	66.3	66.6	67.5
浄化槽水洗化率	(%)	23.1	23.0	22.6

○「浄化槽人口」には、農業集落排水施設人口が含まれる。

○「浄化槽水洗化率」は、コミュニティ・プラント人口を除いた数値で計算している。

○出典：「一般廃棄物処理事業実態調査」（環境省）をもとに熊本県循環社会推進課作成

図2-3-2 熊本県内のし尿処理形態の推移

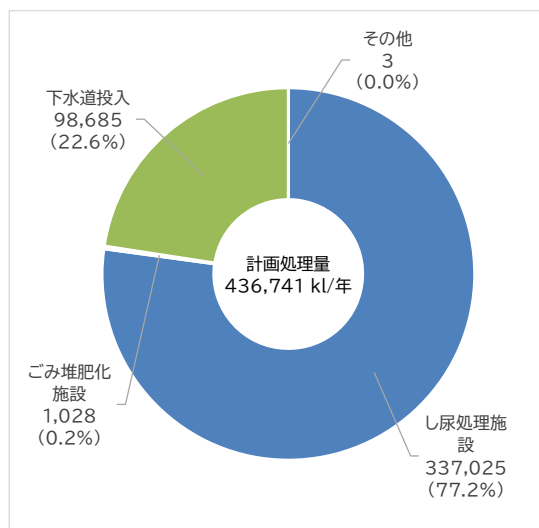


○出典：「一般廃棄物処理事業実態調査」（環境省）をもとに熊本県循環社会推進課作成

(2) くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の処理状況について

- くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の計画処理量の合計は 437 千キロリットルで、平成 30 年度（457 千リットル）に比べ、約 4.3%減少しています。
- 計画処理量のうち、し尿処理施設での処理量は 337 千キロリットル（約 77%）、下水道投入による処理量は 99 千キロリットル（約 23%）となっています。（図 2-3-3）

図 2-3-3 熊本県内のくみ取りし尿及び浄化槽汚泥の処理状況(令和5年度)



○出典:「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省)をもとに熊本県循環社会推進課作成

(3) し尿処理施設の整備状況について

- し尿処理については、5 市町で単独処理が行われており、その他の市町村は、複数市町村で構成される一部事務組合等による広域処理又は民間への委託により行われています。
- 市町村合併により複数のし尿処理施設を管理する市や事務組合等では、施設の集約化に向けた検討が進められています。（表 2-3-5）

表 2-3-5 熊本県内のし尿処理施設の推移

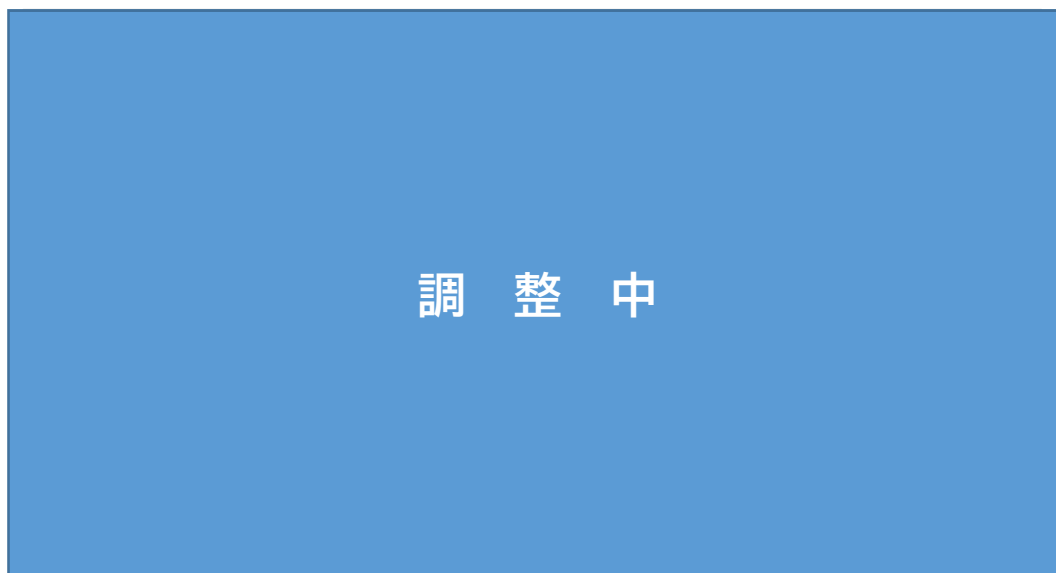
調整中	
-----	--

○出典:「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省)をもとに熊本県循環社会推進課作成

（４） し尿処理経費の状況について

- 18 施設のうち 10 施設が稼働から 20 年以上経過しています。
- し尿処理及び施設の維持管理にかかる費用は、近年増加傾向で推移しています。（図 2-3-6）

図 2-3-6 熊本県内のし尿処理経費の推移



○出典:「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省)をもとに熊本県循環社会推進課作成

【 し尿処理に関する課題 】

- 市町村は、公衆衛生の向上及び公共水域の水質保全のため、引き続き下水道や浄化槽などの生活排水処理施設の整備を促進する必要があります。
- 特に、平成 13 年度から新設が禁止されている単独処理浄化槽(し尿のみの処理)は、引き続き合併処理浄化槽等への切替えを進める必要があります。
- 一方、新たな施設整備が困難な市町村にあっては、長寿命化計画を策定し、老朽化した施設の更新や改良を適切な時期に行うとともに、激甚化する災害を想定し適切に対応する必要があります。

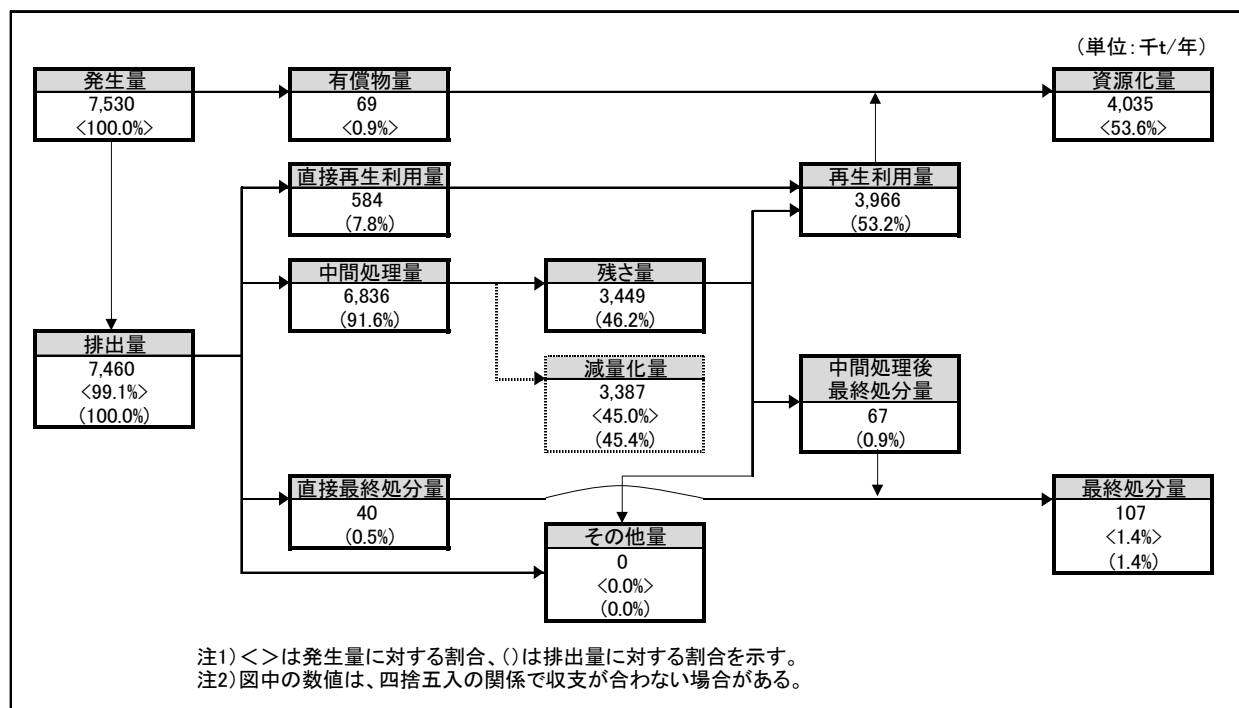
第3章 産業廃棄物の現状と課題

第1節 排出、再生利用、減量化及び最終処分の現状と課題

(1) 産業廃棄物の処理状況

- 令和5年度の産業廃棄物発生量は約7,530千トン、うち有償物量の約69千トン(発生量の0.9%)を除いた排出量は約7,460千トン(同99.1%)で、平成30年度の7,430千トンより約30千トン(0.4%)増加しています。
 - 排出量のうち、脱水や焼却など中間処理されたのは約6,836千トン(排出量の91.6%)、直接再生利用されたのは約584千トン(同7.8%)、直接最終処分された量は約40千トン(同0.5%)となっています。
 - 一方、中間処理による減量化量は約3,387千トン(同45.4%)で、再生利用量は約3,966千トン(同53.2%)、最終処分量は約107千トン(同1.4%)となっています。
- (図3-1-1)

図3-1-1 産業廃棄物フロー(令和5年度、熊本県内)

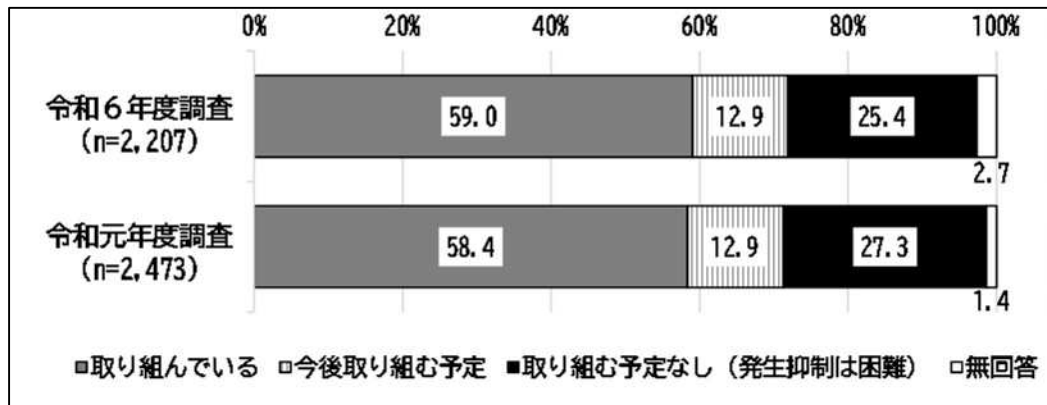


○出典:「産業廃棄物実態調査等業務報告書(令和7年(2025年)3月)」(熊本県循環社会推進課)

（２）排出量の状況

- 全体排出量は、平成 17 年の産業廃棄物税導入以降減少傾向にありましたが、平成 30 年度以降増加傾向にあります。
- 排出事業者の意識調査によると「産業廃棄物の発生抑制」へ現在取り組んでいる排出事業者は6割程度（59.0％）で、平成 30 年度実施の調査（58.4％）からほとんど増えていない状況です。

図 3－1－1－2 産業廃棄物の発生抑制への取組状況



○出典:「産業廃棄物実態調査等業務報告書(令和7年(2025年)3月)」(熊本県循環社会推進課)

<種類別>

- 令和5年度の種類の別排出量は、動物のふん尿が約3,133千トン(42%)で最も多く、2番目に多い汚泥約1,967千トン(27%)と合わせ、2種類で全体の68%を占めています。次いで、がれき類が約1,366千トン(18%)、ばいじんが約239千トン(3%)となっています。
- 全国値と本県の排出量を比較すると動物ふん尿と汚泥が逆転しています(全国値(R5年度速報値)では汚泥が42%、動物のふん尿が22%、がれき類が17%)。
- 平成30年度と比較すると、がれき類で約188千トン(16.0%)、動物のふん尿で約156千トン(5.2%)、図3-1-2の「その他」に含まれるその他産業廃棄物(主に混合物等)で約70千トン(159.9%)それぞれ増加しています。(図3-1-2、表3-1-3)
- がれき類や混合廃棄物が平成30年度より増加した要因は、建設工事の元請完成工事高が平成30年度に対し令和5年度は約50%増加*するなど、コロナ渦以降に大幅に工事等が増加した影響が考えられます。

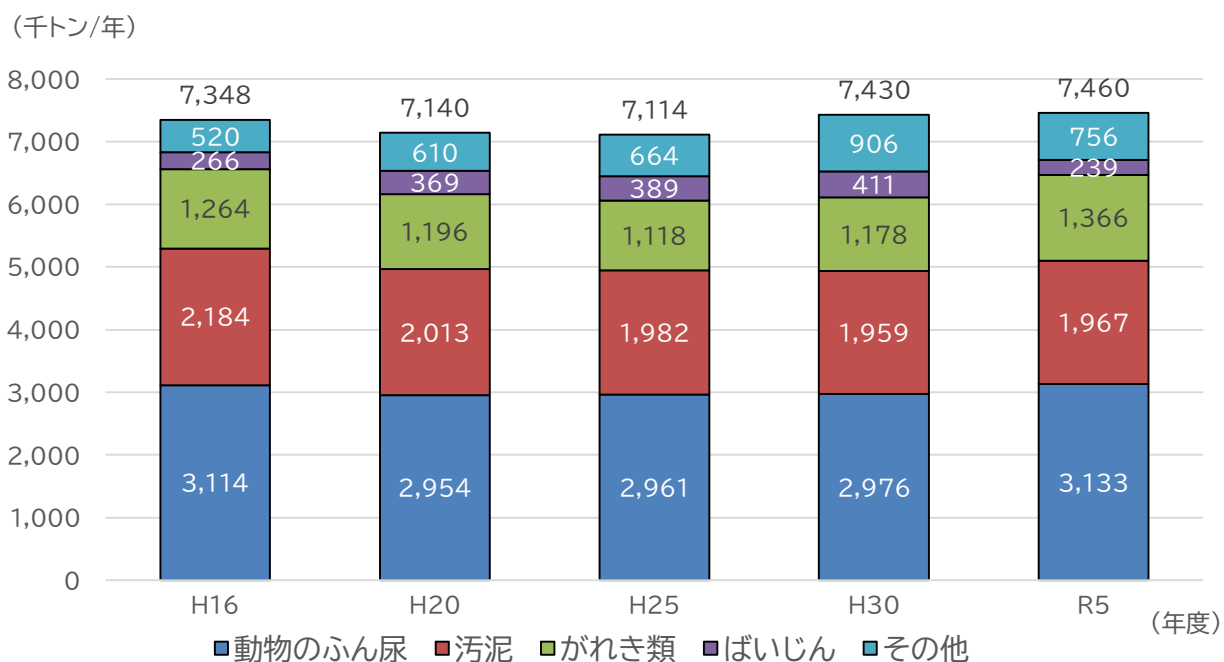
* 出典:国土交通省 建設工事施工統計調査報告(令和5年度)

- 動物のふん尿が平成30年度より増加した要因は、昨今台湾を中心としたアジアでの和牛人気を背景に、県産農畜産物の輸出額が毎年度増加*しており、令和4年度輸出額は過去最高を更新するなど、その影響で畜産頭数も増え、動物のふん尿の増加に影響したことが考えられます。

* 出典:熊本県農業動向年報(熊本県農林水産部)

- 令和4年から「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、廃プラスチックの排出抑制と再資源化の取組みの促進が求められており、廃プラスチック類の排出量は、平成30年度と比較して減少しています。
- ただし、排出事業者の意識調査によると「廃プラスチックの削減・再資源化」に取り組んでいる排出事業者は4割程度（40.8%）にとどまっています。

図3-1-2 熊本県内の産業廃棄物の種類別排出量の推移



○出典:「産業廃棄物実態調査等業務報告書(令和7年(2025年)3月)」(熊本県循環社会推進課)

表 3-1-3 平成30年度と令和5年度の種別別排出量の比較(参考)

(単位:千トン)

	平成30年度	令和5年度	増減量	増減率 (%)
合計	7,430	7,460	30	0.4%
燃え殻	40	12	-29	-71.5%
汚泥	1,959	1,967	8	0.4%
廃油	41	30	-10	-25.6%
廃酸	53	32	-21	-39.1%
廃アルカリ	43	15	-29	-65.8%
廃プラスチック類	75	53	-22	-29.4%
紙くず	9	4	-4	-49.8%
木くず	121	150	29	23.9%
繊維くず	1	1	0	16.4%
動植物性残さ	49	38	-11	-22.3%
動物系固形不要物				-
ゴムくず	1	3	2	243.8%
金属くず	71	56	-15	-20.6%
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	291	178	-113	-38.9%
鋳さい	58	61	3	4.7%
がれき類	1,178	1,366	188	16.0%
ばいじん	411	239	-172	-41.8%
動物のふん尿	2,976	3,133	156	5.2%
動物の死体	9	10	1	8.0%
その他産業廃棄物	44	113	70	159.9%

○出典:「産業廃棄物実態調査等業務報告書(令和7年(2025年)3月)」をもとに熊本県循環社会推進課作成

＜地域別＞

- 平成30年度と比較すると、菊池地域で約174千トン（12.5%）、人吉・球摩地域で232千トン（37.5%）増加しています。一方、天草地域で約210千トン（29.5%）、上益城地域で約147千トン（28.2%）、八代地域で約135千トン（12.7%）減少しています。（表3-1-4）
- 増加の要因としては、菊池地域では＜種類別＞でも記載した動物のふん尿の増加や半導体企業の排出量増加の影響、玉名・荒尾地域や宇城地域は＜種類別＞でも記載した、建設工事の元請完成工事高の増加に伴う、がれき類や混合廃棄物の増加、人吉・球摩地域に関しては令和2年度の水害による復興工事の影響で大きく増加したと考えられる。
- 減少の要因として上益城地域は平成30年度は熊本地震の復興工事の影響で排出量が多くなっていたが、工事等も落ち着いてきた影響があると考えられる。

表3-1-4 地域別排出量の比較(参考)

(単位:千トン)

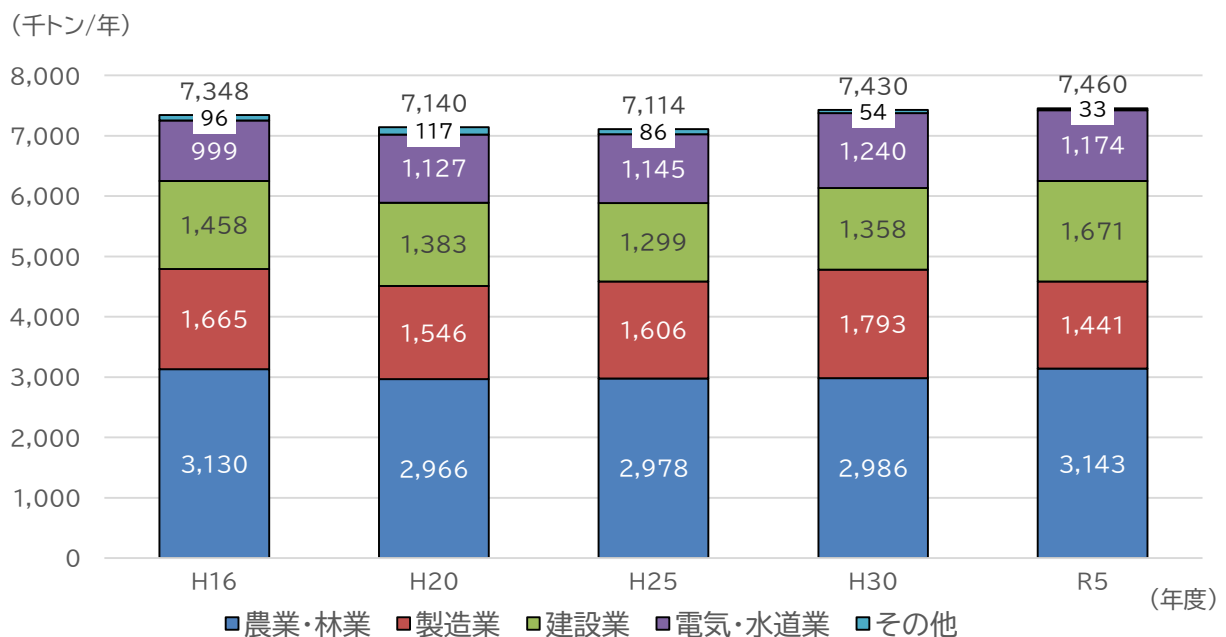
項目	合計	熊本市域	玉名・荒尾地域	鹿本地域	菊池地域	阿蘇地域	上益城地域	宇城地域	八代地域	芦北・水俣地域	人吉・球摩地域	天草地域
平成30年度	7,430	1,343	410	205	1,397	743	523	280	1,057	142	618	712
令和5年度	7,460	1,348	476	205	1,572	781	376	315	923	114	850	502
増減量	30	5	66	0	174	38	-147	34	-135	-28	232	-210
増減率(%)	0.4	0.4	16.2	0.1	12.5	5.1	-28.2	12.2	-12.7	-19.6	37.5	-29.5

○出典:「産業廃棄物実態調査等業務報告書(令和7年(2025年)3月)」をもとに熊本県循環社会推進課作成

＜業種別＞

- 令和5年度の業種別排出量は、農業・林業が約3,143千トン（42%）で最も多く、次いで建設業で約1,671千トン（22%）、製造業で約1,441千トン（19%）、電気・水道業で約1,174千トン（16%）となっており、これら4業種で全体の99%を占めています。
- 全国値と本県の排出量を比較すると農業・林業の割合が高くなっています（全国値（R5年度速報値）では電気・水道業が28%、農業・林業が22%、建設業が22%）。
- 平成30年度と比較すると、建設業で約313千トン（23.0%）、農業・林業で約157千トン（5.3%）それぞれ増加しています。一方、製造業では約352千トン（19.6%）減少しています。（図3-1-5）
- 建設業の増加に関しては、＜種類別＞でも記載した建設工事の元請完成工事高が平成30年度に対し令和5年度は約50%増加*の影響が考えられます。
* 出典：国土交通省 建設工事施工統計調査報告（令和5年度）
- 農業・林業の増加に関しても、＜種類別＞でも記載した動物のふん尿の増加の影響が考えられます。

図3-1-5 熊本県内の産業廃棄物の業種別排出量の推移



○出典：「産業廃棄物実態調査等業務報告書（令和7年（2025年）3月）」（熊本県循環社会推進課）

- 製造業に関しては、業種中分類毎に大きな増減があり、平成30年度と比較すると、パルプ・紙製造業で約149千トン（19.2%）減少しており、こちらは大手の製紙会社で紙需要の減少を受け生産量が減少していることが影響しています。
- 窯業・土石で約140千トン（44.6%）、金属で約120千トン（64.4%）減少しておりこの業種では特定の事業所のガラス陶磁器くず等の減少量が影響しています。

- 一方、電子部品においては、約 133 千トン（225.5%）増加しており、半導体企業の進出等により、関連企業の排出量が大きく増加した影響が考えられます。（表 3-1-6）

表 3-1-6 平成 30 年度と令和 5 年度の製造業中分類別排出量の比較(参考)

(単位:千トン)

	平成30年度	令和5年度	増減量	増減率 (%)
製造業計	1,793	1,441	-352	-19.6%
食料品	129	87	-42	-32.7%
飲料・飼料	94	50	-43	-46.3%
繊維	1	2	1	57.6%
木材	28	24	-4	-13.2%
家具	3	1	-2	-56.5%
パルプ・紙	777	628	-149	-19.2%
印刷	4	3	-1	-28.8%
化学	27	32	5	17.4%
石油・石炭	1	2	1	117.0%
プラスチック	11	15	5	42.6%
ゴム	8	7	-1	-7.6%
皮革	0	0	0	-
窯業・土石	314	174	-140	-44.6%
鉄鋼	80	83	3	3.5%
非鉄金属	3	6	4	147.1%
金属	186	66	-120	-64.4%
はん用機器	2	0	-1	-94.5%
生産用機器	16	13	-2	-15.2%
業務用機器	1	0	0	-58.2%
電子部品	59	192	133	225.5%
電気機器	10	13	3	29.4%
情報通信機器	4	0	-4	-98.9%
輸送機器	35	41	6	16.5%
その他	2	0	-2	-95.2%

（参考）太陽光パネルをとりまく現状

- 再生可能エネルギーは、温室効果ガスの排出削減、エネルギーセキュリティ、新規産業・雇用創出、震災復興等の観点から注目されており、平成 24 年 7 月から開始した再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）により、導入が大幅に進んでいます。
- 再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）の下で設置された太陽光発電設備が一定の寿命を迎え、使用済み太陽光パネルとして排出された場合、2030 年代後半以降、全国で年間 50～80 万 t が排出されると想定されています（環境省推計）。
- 将来の大量廃棄に備え、実効性のある適切な処理方法の確立が必要な状況となっており、排出事業者の意識調査では、太陽光パネルの処理に関して「リサイクル先がわからない」と「リサイクル費用が高額」を課題として挙げている設置事業者がそれぞれ 2 割程度います。

【第5期廃棄物処理計画の目標と達成見込み】

(単位:千トン)

年度		実績(産業廃棄物実態調査)					第5期計画	
		H16	H20	H25	H30	R5	目標(R7)	<参考> 将来推計(R7)
排出量	動物のふん尿、火力発電所のばいじん含む	7,348	7,140	7,114	7,430	7,460	7,660	7,660
	動物のふん尿、火力発電所のばいじん除く	-	3,834	3,807	4,081	4,119	4,378	4,378

- 第5期計画では、国の基本方針を踏まえて、令和7年度の推計値を目標としています。
- 目標値7,660千トン（令和7年度）に対し、令和5年度実績は約7,460千トンと、200千トン少なく、目標は達成する見込みです。
- しかしながら、業種によっては増加している業種もあり、今後の半導体企業の動向等によって増減することも考えられるため、推移を注視する必要があります。
- なお、第3期以降の廃棄物処理計画では、「①排出量が多いものの排出抑制が困難である動物のふん尿、②廃棄物分野からの施策が講じにくい火力発電所のばいじん」（以下、この章において「ふん尿・ばいじん」という。）を控除した目標も設定しており、こちらも令和5年度実績においては目標を達成しています。

【産業廃棄物の処理状況、排出量の状況に関する課題】

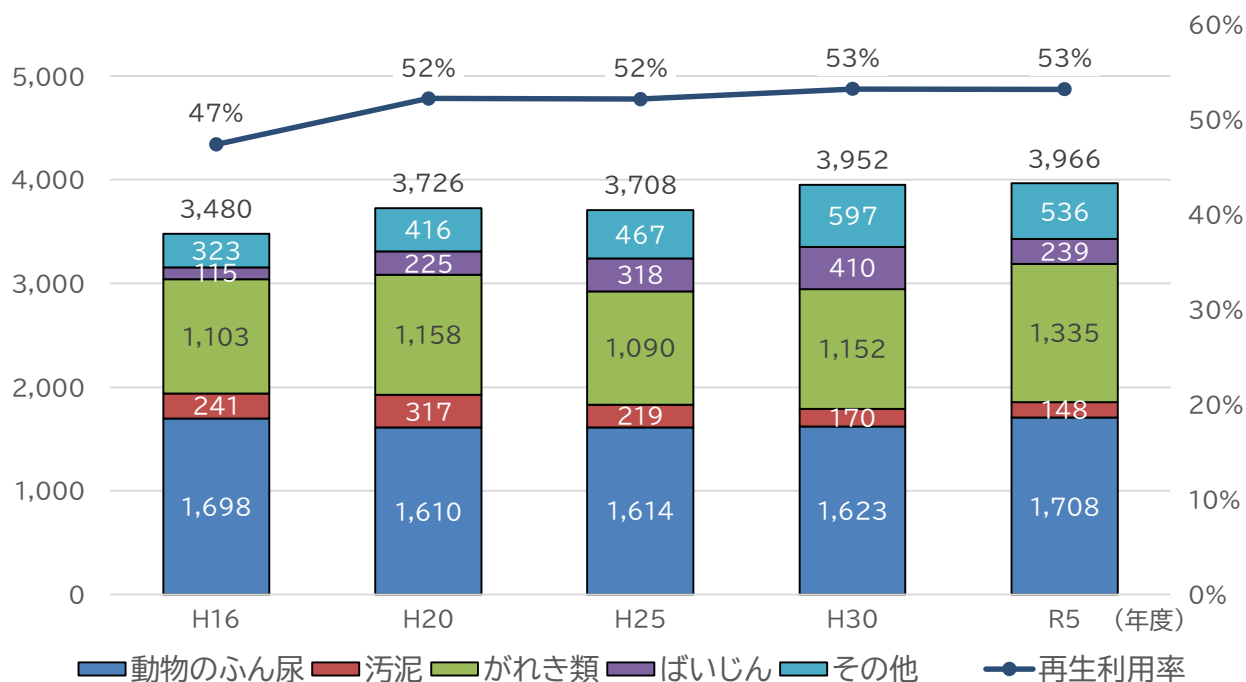
- 排出量全体としては、目標は達成しているが、さらなる削減のためには事業者の意識調査でも「産業廃棄物の発生抑制」に関する意識に大きな変化はないため、排出抑制に関する意識啓発が必要です。
- 今後も半導体企業の進出や新たな工場の稼働が予定されており、県内の関連企業のみならず、建設業、サービス業等の需要が増えることに伴い廃棄物の排出量に影響を与えることが予測されます。
- 廃プラスチック類の排出は減少しているものの、事業者の意識としては「廃プラスチックの削減・再資源化」に関する意識が低い傾向があります。
- 太陽光発電設備について、今後、固定価格買取制度（F I T）の買取期間の終了と共に、太陽光パネルを含む廃棄物が大量に排出されることが予想されます。

（３）再生利用量の状況

- 平成30年度と比較すると、令和5年度の産業廃棄物の再生利用量は、約3,952千トンから約3,966千トンへ微増し、再生利用率は、約53%と横ばいとなっています。全国の再生利用率（令和4年度速報値：環境省）は約54.7%であり、若干下回っている状況となっています。（図3-1-7）
- 種類別に平成30年度と比較すると、建設業の排出量の増加に伴い、がれき類は約183千トン（15.9%）増加しており、動物のふん尿が約85千トン（5.2%）増加しています。一方、ばいじんは約171千トン（41.7%）減少しており、これは火力発電所から発生するばいじんの排出量が半減（平成30年度：約400千トン→令和5年度：約220千トン）している影響が考えられます。

図3-1-7 熊本県内の産業廃棄物の再生利用量及び再生利用率の推移

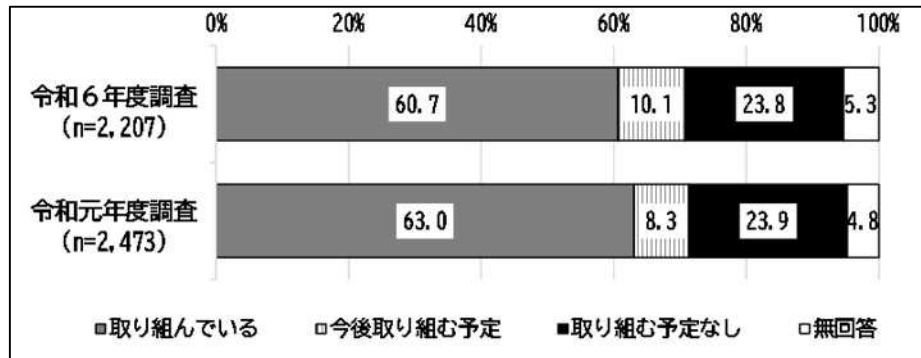
（千トン/年）



○出典：「産業廃棄物実態調査等業務報告書（令和7年（2025年）3月）」（熊本県循環社会推進課）

- また、排出事業者の意識調査によると「産業廃棄物等抑制のための再使用・再利用への取組状況」で現在取り組んでいる排出事業者は6割程度（60.7%）で、平成30年度実施の調査（63.0%）と比較すると大きな割合の増減は見られていません。

表 3-1-7-2 産業廃棄物等抑制のための再使用・再生利用への取組み状況



○出典:「産業廃棄物実態調査等業務報告書(令和7年(2025年)3月)」(熊本県循環社会推進課)

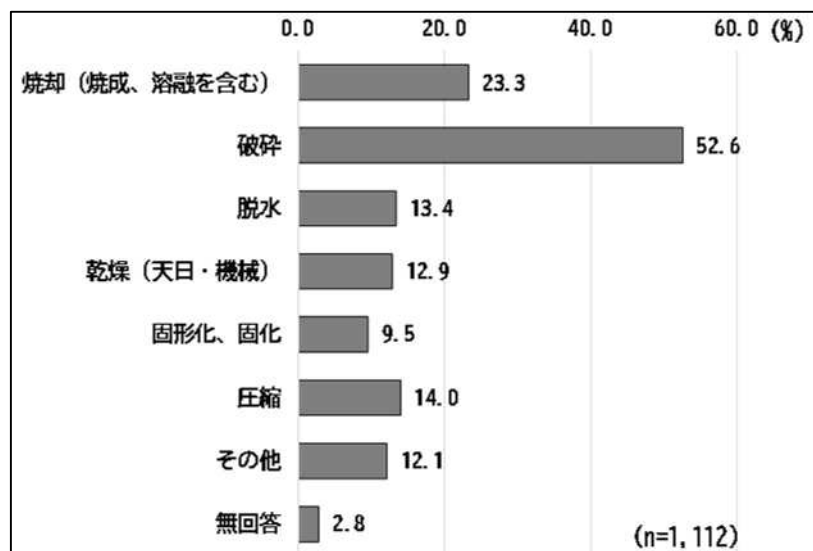
- 図3-1-8に示す通り、汚泥等は再生利用が7.5%と低くなっていますが、脱水や焼却等による減量・減容化している量が多く、減量+再生利用率は99.1%と非常に高くなっており、産業廃棄物全体でも減量+再生利用率は98.6%となっています。
- ただし、ほとんどの種類で90%を超えている中、廃プラスチック類、鉱さい、その他産業廃棄物は90%に満たず、特に廃プラスチック類に関しては【排出量に関する課題】でも記載したように、「廃プラスチックの削減・再資源化」に取り組んでいる排出事業者は4割程度(40.8%)となっています。

表 3-1-8 令和5年度の種類の再生利用量+減量化量及び再生利用+減量化率(参考)

	再生利用量 (千t)	再生利用率 (%)	減量+再生 利用量(千t)	減量+再生 利用率 (%)
合計	3,966	53.2%	7,353	98.6%
燃え殻	11	97.5%	11	97.5%
汚泥	148	7.5%	1,950	99.1%
廃油	13	42.8%	30	97.5%
廃酸	6	19.4%	32	99.0%
廃アルカリ	3	21.1%	14	97.5%
廃プラスチック類	38	72.1%	46	86.4%
紙くず	3	63.7%	4	98.0%
木くず	129	86.0%	147	98.4%
繊維くず	1	61.2%	1	91.6%
動植物性残さ	25	66.8%	37	98.9%
動物系固形不要物		-		-
ゴムくず	3	99.8%	3	99.8%
金属くず	55	98.4%	55	98.4%
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	112	63.1%	165	92.8%
鉱さい	48	79.1%	52	84.6%
がれき類	1,335	97.8%	1,336	97.8%
ばいじん	239	100.0%	239	100.0%
動物のふん尿	1,708	54.5%	3,133	100.0%
動物の死体	10	100.0%	10	100.0%
その他産業廃棄物	79	69.4%	88	77.7%

- 中間処理による減量化・減容化の取り組みについて、排出事業者の意識調査によると、現状では「破碎」が52.6%、「焼却（焼成、熔融を含む）」が23.3%、「圧縮」が14.0%と続いています。

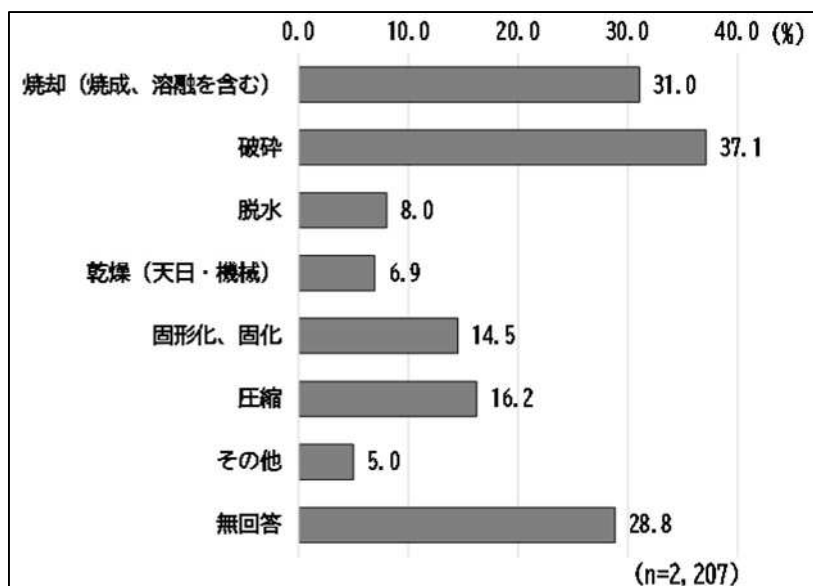
表 3-1-8-2 産業廃棄物等の中間処理による減量化・減容化への取組内容



○出典:「産業廃棄物実態調査等業務報告書(令和7年(2025年)3月)」（熊本県循環社会推進課）

- また、再生利用を考える際に必要となる施設について、排出事業者の意識調査によると、「破碎」が37.1%で最も高く、次いで「焼却（焼成、熔融を含む）」が31.0%、「圧縮」が16.2%と続いています。

表 3-1-8-2 再生利用を考える際に必要となる施設



○出典:「産業廃棄物実態調査等業務報告書(令和7年(2025年)3月)」（熊本県循環社会推進課）

【第5期廃棄物処理計画の目標と達成見込み】

(単位:千トン)

年度		実績(産業廃棄物実態調査)					第5期計画	
		H16	H20	H25	H30	R5	目標 (R7)	<参考> 将来推計(R7)
再生利用	動物のふん尿、火力発電所の ばいじん含む	3,480 (47%)	3,726 (52%)	3,708 (52%)	3,952 (53%)	3,966 (53%)	- (55.4%)	4,148 (54%)
	動物のふん尿、火力発電所の ばいじん除く	-	1,815 (47%)	1,817 (48%)	1,957 (48%)	2,050 (50%)	- (52.2%)	-

上段:再生利用量、下段:再生利用率

- 第5期計画では、国の基本方針の目標に準じて、令和7年度に55.4%を目標としています。
- 目標値55.4%（令和7年度）に対し、令和5年度実績は53%であり、平成20年度以降は52～53%と横ばいで推移している状況を踏まえればと、目標達成は難しい状況となっています。
- なお、第3期以降の廃棄物処理計画では、ふん尿・ばいじんを控除した再生利用量の目標値も設定しており、こちらも令和5年度実績においては目標を達成していません。

【再生利用量に関する課題】

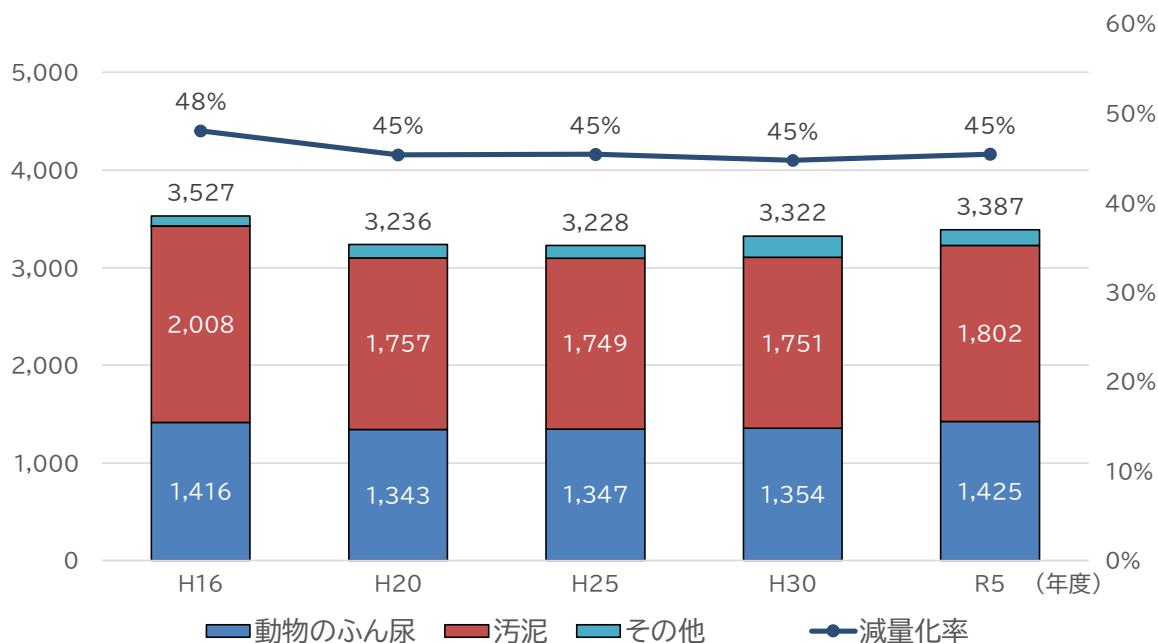
- 再生利用率は平成20年度以降、横ばいであり、着実に再生利用は定着しつつあるが、更なる再生利用率の向上のためには、事業者の意識調査でも、「廃棄物の再生利用」に関する意識に大きな変化はないため、再生利用に関する意識啓発が必要です。
- 廃プラスチック類、鉱さい、その他産業廃棄物の再生利用率が低い状況です。
- 排出事業者の中間処理の手法として、焼却処理の意識が依然として高い状況にあります。

（４）減量化量の状況と課題

- 令和5年度では、排出量約7,460千トンから、脱水処理や焼却処理等により、約3,387千トンの減量が行われ、減量化率は平成30年度とほぼ変わらず、45%となっています。
- 種類ごとの減量化量は、汚泥が約1,802千トンで最も多く、次いで動物のふん尿で約1,425千トンで2種類で全体の約95%を占めています。（図3-1-9）

図3-1-9 産業廃棄物の種類別の減量化量の推移

（千トン/年）



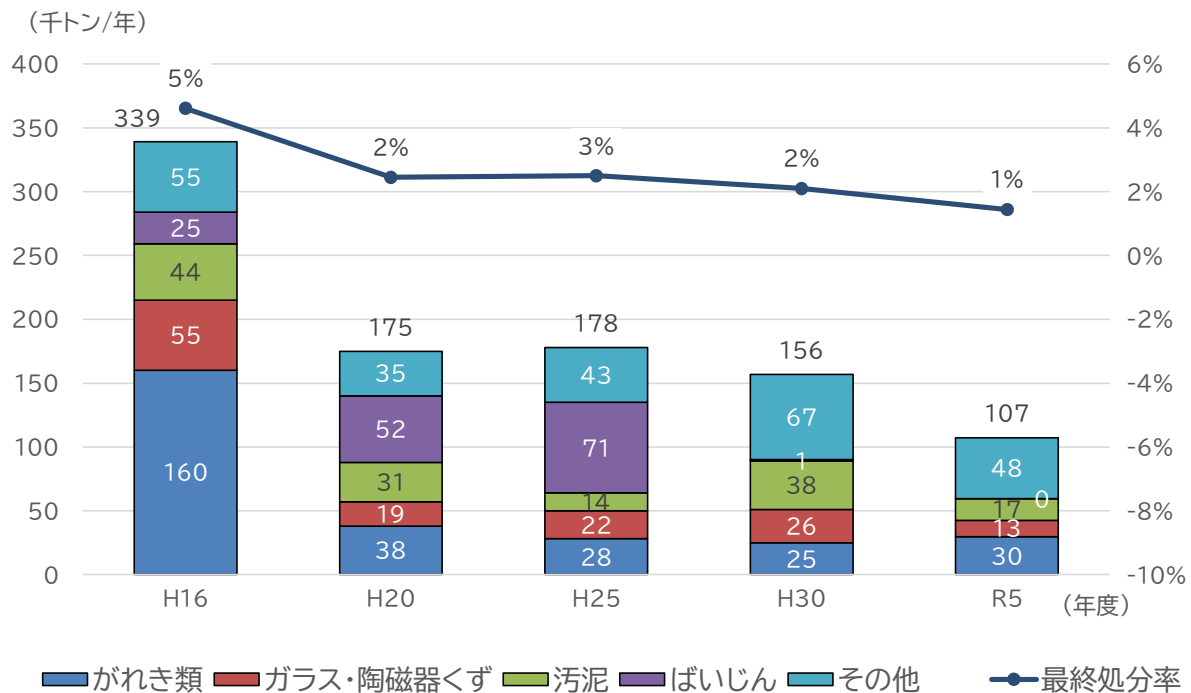
○出典:「産業廃棄物実態調査等業務報告書(令和7年(2025年)3月)」(熊本県循環社会推進課)

【 減量化に関する課題 】

- 減量化率が横ばいの状況が続いています。

(5) 最終処分量の状況と課題

- 最終処分量は、平成17年の産業廃棄物税の導入以降、再生利用が進み、平成16年度の約339千トンから約30%の量まで減少しています。
 - 令和5年度の最終処分量は約107千トンで、平成30年度の約156千トンから約49千トン減少しており、最終処分率は2.1%から1.4%に減少しています。
 - 増減の内訳は、汚泥で約21千トン（55.4%）、ガラス・陶磁器くずで約13千トン（50.5%）それぞれ減少しており、がれき類で約5千トン（18.9%）増加しています。
- （図3-1-10）

図3-1-10 産業廃棄物の種類別の最終処分量の推移

○出典:「産業廃棄物実態調査等業務報告書(令和7年(2025年)3月)」(熊本県循環社会推進課)

- 種類別の最終処分率をみると、廃プラスチック類（13.6%）や鉱さい（15.4%）においては10%を超える割合となっています。

表 3-1-11 令和5年度の種類別の最終処分量及び最終処分率

	最終処分量 (千t)	最終処分率 (%)
合計	107	1.4%
燃え殻	0	2.5%
污泥	17	0.9%
廃油	1	2.5%
廃酸	0	1.0%
廃アルカリ	0	2.5%
廃プラスチック類	7	13.6%
紙くず	0	2.0%
木くず	2	1.6%
繊維くず	0	8.4%
動植物性残さ	0	1.1%
動物系固形不要物		
ゴムくず	0	0.2%
金属くず	1	1.6%
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	13	7.2%
鉱さい	9	15.4%
がれき類	30	2.2%
ばいじん	0	0.0%
動物のふん尿		
動物の死体		
その他産業廃棄物	25	22.3%

【第5期廃棄物処理計画の目標と達成見込み】

(単位:千トン)

年度		実績(産業廃棄物実態調査)					第5期計画	
		H16	H20	H25	H30	R5	目標 (R7)	<参考> 将来推計(R7)
最終処分	動物のふん尿、火力発電所の ばいじん含む	339 (5%)	175 (2%)	178 (3%)	156 (2%)	107 (1%)	167 -	172 (2%)
	動物のふん尿、火力発電所の ばいじん除く	-	123 (3%)	109 (3%)	156 (4%)	107 (3%)	167 -	172 (4%)

上段:再生利用量、下段:再生利用率

- ふん尿・ばいじんを含む場合、目標値 167 千トン（令和 7 年度）に対し、令和 5 年度実績は約 107 千トンと 60 千トン少なく、目標を達成する見込みです。これは汚泥やガラス・陶磁器くずの最終処分量が大きく減少した影響です。
- ふん尿・ばいじんを控除した場合も同様の目標値となっており、目標は達成する見込みとなっています。

【最終処分量に関する課題】

- 最終処分量は全体では大きく減少していますが、種類別の最終処分率をみると、種類によっては最終処分率が高い品目があります。

第2節 産業廃棄物処理施設（最終処分場）の現状と課題

- 令和5年度末現在で埋立可能な安定型最終処分場は、処理業者設置の10施設で、残余容量は約1,005千 m^3 、残余年数は約22.8年となっています。
- また、令和5年度末で埋立可能な管理型最終処分場は、排出事業者設置の3施設、処理業者設置の2施設、計5施設で、うち処理業者が設置する施設の残余容量は約308千 m^3 で、残余年数は約15.2年となっています。なお、近年最終処分量が減少していることから、残余年数が増加しています。（表3-2-1、表3-2-2、表3-2-3）

表3-2-1 熊本県内の最終処分場の推移

施設の種類	年度	排出事業者	処理業者	公共	計
安定型最終処分場	H16		23 (7)		23 (7)
	H20		23 (7)		23 (7)
	H25		23 (11)		23 (11)
	H30		12 (5)		12 (5)
	R5		10 (5)		10 (5)
管理型最終処分場	H16	5	4 (2)		9 (2)
	H20	5	3 (1)		8 (1)
	H25	3	3 (1)		6 (1)
	H30	3	3 (1)		6 (1)
	R5	3	2 (1)		5 (1)
遮断型最終処分場	H16		1	1	2
	H20		1	1	2
	H25		1	1	2
	H30			1	1
	R5				
計	H16	5	28 (9)	1	34 (9)
	H20	5	27 (8)	1	33 (8)
	H25	3	27 (12)	1	31 (12)
	H30	3	15 (6)	1	19 (6)
	R5	3	12 (6)		15 (6)

○（ ）内は熊本市分で内数

○出典：熊本県循環社会推進課調べ

表3-2-2 最終処分場の所在地

市町村名	安定型最終処分場		管理型最終処分場		計
	排出事業者	処理事業者	排出事業者	処理事業者	
熊本市		5		1	6
八代市		1	1		2
天草市		1			1
菊池市			1		1
宇城市		1			1
南関町				1	1
大津町		1			1
御船町		1			1
苓北町			1		1
計		10	3	2	15

○出典：熊本県循環社会推進課調べ

表 3-2-3 熊本県内の最終処分場の残余容量(令和5年度末)

埋立の種類		施設数	埋立容量 (m3)	最終処分量 (m3)	残余容量 (m3)	残余年数 (年)
安定型最終処分場	排出事業者		-	-	-	-
	処理業者	10	2,985,029	1,979,992	1,005,037	22.8
管理型最終処分場	排出事業者	3	4,294,197	3,089,677	1,204,520	15.6
	処理業者	2	1,110,395	802,647	307,748	15.2

○埋立容量は、許可容量とする。

○最終処分量は、令和5年度末時点において埋め立て処分された量(覆土を含む)

○残余年数は、残余容量を年間処分量(令和5年度実績)で除した年数

【 産業廃棄物処理施設（最終処分場）に関する課題 】

- 最終処分量は減少していますが、最終処分場は、県内の経済活動に必要な施設であり、既存施設による安定的な処理を継続する必要があります。
- 県内の最終処分場は立地の偏りがあり、最終処分場までの距離が遠い地域では、運搬コストが高くなっています。

第3節 事業者における適正処理推進の現状と課題

- 令和5年度のマニフェスト（産業廃棄物管理票）の使用数は、約133万件で、紙マニフェストが約100万件、電子マニフェストが約33万件となっています。
- 電子マニフェストの利用率は、県内では約25%、全国では約81%となっています。なお、排出事業者の意識調査によると今後電子マニフェストを導入したいと考えている事業者は38.6%でした。
- 優良産廃処理業者認定制度において、令和5年度末時点では本県に本社を有する1,452事業者のうち25の事業者が優良基準適合事業者となっており、5年前（平成30年度）に比べ、8事業者増加しています。
- 排出事業者の意識調査によると、処理業者の選定では「料金の安さや利便性」を重視する事業者が50.2%と最も多く、「優良性評価制度適合事業者」を選ぶ割合は43.8%にとどまっています。また、優良産廃業者認定制度の認知度も低く、「知っている」が34.2%、「知らない」が60.4%となっています。

【 事業者における適正処理推進上の課題 】

- 県内の電子マニフェスト利用率は、平成30年度と比較すると、令和5年度は約7%増加しているものの、依然として全国平均を大きく下回っています。
- 平成30年度との比較では、県内は7%の増加に対し、全国では23%増加しており、全国の利用率との差が一層広がっています。
- 意識調査結果を踏まえると、排出事業者の電子マニフェスト導入の意識や優良産廃業者認定制度の認知度が低い状況です。

第4節 産業廃棄物の広域移動の現状と課題

- 産業廃棄物の排出量7,460千トンのうち、処理・処分を目的として事業場から搬出された産業廃棄物量(以下、搬出量という)は2,357千トンとなっている。
- 搬出量2,357千トンのうち、県内で処理・処分された量は2,118千トン(89.9%)、県外で処理・処分された量は239千トン(10.1%)となっており、搬出量の約9割が県内で処理・処分されている。
- 特別管理産業廃棄物となる廃酸など、産業廃棄物の種類によっては、県内で処理できる事業者が少ないため、処理できる県外の事業者へ処理を委託しています。
- 本県では、「熊本県産業廃棄物指導要綱」を定め、県外から県内への搬入量が年度間500トン以上の場合は事前協議(優良産廃処理業者へ委託する場合は、初回時に届出)を行うよう指導しています。(表3-4-1)

【 産業廃棄物の広域移動に関する課題 】

- 各自治体において、区域外から搬入される産業廃棄物の種類や量等の把握による適正処理の確保や最終処分場の延命等の観点から、できるだけ県内処理ができるよう、優良な処理業者の育成や処理体制の確保などを進める必要があります。

表3-4-1 産業廃棄物の移動状況(令和5年度)

発生		合計	熊本市域	玉名・荒尾地域	鹿本地域	菊池地域	阿蘇地域	上益城地域	宇城地域	八代地域	芦北・水俣地域	人吉・球摩地域	天草地域
合計	搬出量	2,357 (100.0%)	531 (100.0%)	213 (100.0%)	59 (100.0%)	217 (100.0%)	155 (100.0%)	165 (100.0%)	226 (100.0%)	202 (100.0%)	69 (100.0%)	268 (100.0%)	253 (100.0%)
	自己最終処分量	8								7			2
	委託中間処理量	2,310	526	205	53	215	153	164	216	194	69	266	249
	委託直接最終処分量	39	5	8	6	2	2	1	11	1	0	1	2
	その他量	0	0	0	0				0	0	0	0	0
県内 自治 地域	搬出量	1,360 (57.7%)	305 (57.6%)	111 (51.9%)	2 (3.4%)	78 (35.9%)	75 (48.5%)	74 (45.1%)	115 (50.9%)	146 (72.5%)	52 (75.1%)	162 (60.5%)	239 (94.4%)
	自己最終処分量	8								7			2
	委託中間処理量	1,342	302	109	2	77	74	74	115	139	52	162	236
	委託直接最終処分量	9	4	2		1	1	0	0	0	0	0	1
	その他量	0	0	0	0				0	0	0	0	0
県内 他地 地域	搬出量	759 (32.2%)	181 (34.1%)	42 (19.5%)	45 (76.1%)	104 (48.1%)	71 (45.7%)	82 (49.8%)	85 (37.7%)	27 (13.5%)	13 (19.1%)	97 (36.3%)	11 (4.5%)
	自己最終処分量												
	委託中間処理量	741	180	39	39	104	70	81	82	27	13	96	11
	委託直接最終処分量	17	1	2	6	1	1	0	3	1	0	1	1
	その他量												
県外 計	搬出量	239 (10.1%)	44 (8.3%)	61 (28.7%)	12 (20.4%)	35 (16.0%)	9 (5.8%)	8 (5.1%)	26 (11.4%)	28 (14.0%)	4 (5.8%)	9 (3.2%)	3 (1.1%)
	自己最終処分量												
	委託中間処理量	226	44	57	12	34	9	8	19	28	4	8	3
	委託直接最終処分量	13	0	4	0	0	0	0	7	0	0	1	0
	その他量												

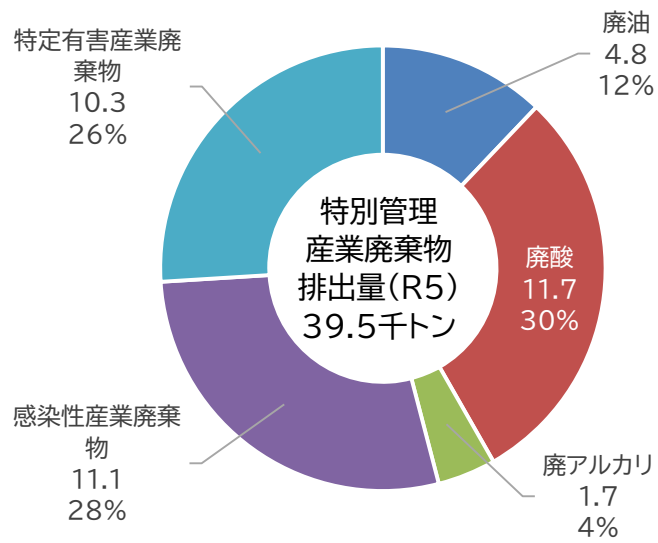
第5節 特別管理産業廃棄物の現状と課題

- 産業廃棄物のうち、爆発性、有害性及び感染性等を有する特別管理産業廃棄物の令和5年度の排出量は、約39.5千トンと平成30年度の41.7千トンから2.2千トンの減少となっています。
- 種類別では、廃酸が約11.7千トンで全体の約30%を占め、次いで感染性産業廃棄物が約11.1千トン（約28%）、特定有害産業廃棄物（廃石綿等を含む）が約10.3千トン（約26%）となっています。
- 増減の内訳としては、廃酸が約17.9千トンから約11.7千トンと約6.2千トン（約52.8%）減少する一方、特定有害産業廃棄物は約5.8千トンから約10.3千トンと約4.5千トン（約44.0%）増加しています。（図3-5-1）
- 特別管理産業廃棄物のうち、ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含有する変圧器・コンデンサー等のPCB廃棄物は、令和5年度末までに変圧器106台、コンデンサー93台の処理を完了しています。
- また、令和5年度末時点で、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、県又は熊本市に届出がされている変圧器116台、コンデンサー155台が県内事業所で保管されています。（表3-5-2）

【 特別管理産業廃棄物に関する課題 】

- 感染性産業廃棄物については、分別を徹底し適正に処理する必要があります。また、感染性産業廃棄物と判断されない場合も、マスクや紙おむつなどは、小さな袋に入れて所定のごみ袋に入れる等、感染防止に配慮した取組みが必要です。
- PCB廃棄物について、高濃度PCB廃棄物は令和7年度までに、北海道室蘭市にあるJESCO処理事業所で処分することが示されており、低濃度PCB廃棄物は令和9年3月31日までに、適正に処理する必要があります。

図 3-5-1 熊本県内の特別管理産業廃棄物の種類別排出量(令和5年度)



○出典:「産業廃棄物実態調査等業務報告書(令和7年(2025年)3月)」(熊本県循環社会推進課)

表 3-5-2 熊本県内 PCB 廃棄物の保管の状況(令和5年度)

調 整 中	
-------	--

○出典:熊本県循環社会推進課調べ

第6節 廃棄物の不法投棄の現状と課題

- 令和元年度から令和6年度までの5年間において、対策を講ずべき不法投棄事案は●件で、そのうち●件が改善しました。
- 令和元年度以前の5年間では対策を講ずべき不法投棄事案は1,250件であり、●%増加しています。

図3-6-1 熊本県内の不法投棄発見件数及び改善件数



○出典:熊本県循環社会推進課調べ

【 廃棄物の不法投棄に関する課題 】

- 不法投棄の撲滅に向けて、県、市町村及び関係団体と連携した監視体制及び通報体制の充実に努める必要があります。
- 不法投棄事案については、厳正な指導や処分を実施し、原因者による早期改善を行わせる必要があります。

第4章 廃棄物の将来推計

第1節 一般廃棄物（ごみ）の将来推計（令和12年度）

（1）将来推計の方法

- 一般廃棄物（ごみ）の総排出量の将来推計は、現時点（令和5年度実績）における排出状況等が今後も変わらないものとし、ごみ排出の実績値に将来推計人口を乗じて算出しました。
- 将来推計人口は、「日本の地域別将来推計人口（令和5年（2023年）推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）を用いました。

$$\text{将来のごみ総排出量} = \text{ごみ排出原単位（※1）} \times \text{将来推計人口（※2）}$$

※1 ごみ排出原単位

令和5年度の実績値：1人1日当たり822グラム

出典：「一般廃棄物処理事業実態調査（令和5年度）」（環境省）をもとに熊本県循環社会推進課作成

※2 将来推計人口

表4-1-1 将来推計人口（熊本県）

	令和5年度	令和12年度
人口（人）	1,728,528	1,644,352

○令和5年度：「一般廃棄物処理事業実態調査（令和5年度）」（環境省）

○令和12年度：「一般廃棄物処理事業実態調査（令和5年度）」（環境省）の人口をベースに「日本の地域別将来推計人口（令和5年（2023年）推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）の算出人口の伸び率を乗じて算出。

- また、将来における処理状況について、再生利用量は過去の実績値を用いて再生利用率のトレンド予測を行い、その再生利用率をごみ排出量に乘じて推計、最終処分量も過去の実績値を用いて最終処分率のトレンド予測を行い、その再生処分率をごみ排出量に乘じて推計しました。

（2）将来推計結果

- 令和12年度のごみ総排出量は、49万3千トンで、県内人口の減少により令和5年度に比べ約5.2%（2万7千トン）減少すると予測されます。
- 再生利用率は17.4%で、令和5年度に比べ0.4%減少すると予測されます。
- 最終処分量は43千トンで、令和5年度に比べ約4.4%（2千トン）減少すると予測されます。

表4-1-2 熊本県内の一般廃棄物（ごみ）の処理状況の将来推計

（単位：千トン）

	令和5年度（実績値）	令和12年度（推計値）
ごみ総排出量	520	493
再生利用量	93	86
再生利用率	17.8%	17.4%
減量化量	383	365
減量化率	73.6%	74.0%
最終処分量	45	43
最終処分率	8.6%	8.7%

○令和5年度（実績値）の「再生利用率」「減量化率」「最終処分率」は、「ごみ総排出量」に対する割合としている。

第2節 一般廃棄物（し尿等）の将来推計（令和12年度）

(1) 将来推計の方法

- し尿及び浄化槽汚泥の排出量の将来推計については、将来の計画収集人口及び浄化槽人口に、し尿及び浄化槽汚泥それぞれの排出原単位を乗じることにより予測を行いました。

$$\boxed{\text{将来のし尿量}} = \boxed{\text{し尿の排出原単位 (※3)}} \times \boxed{\text{計画収集人口の将来推計値 (※4)}}$$

※3 し尿の排出原単位

過去5年間（令和元～5年度）実績の平均値程度で今後も推移すると仮定。

※4 計画収集人口の将来推計値

過去5年間（令和元～5年度）実績を用いて計画収集人口の予測を行い推計。

$$\boxed{\text{将来の浄化槽汚泥量}} = \boxed{\text{浄化槽汚泥の排出原単位 (※5)}} \times \boxed{\text{浄化槽人口の将来推計値 (※6)}}$$

※5 浄化槽汚泥の排出原単位

過去5年間（令和元～5年度）実績の平均値程度で今後も推移すると仮定。

※6 浄化槽人口の将来推計値

浄化槽人口は、合併浄化槽人口、集落排水施設人口、コミュニティ・プラント人口及び単独浄化槽人口の合計。

合併浄化槽人口、集落排水施設人口及びコミュニティ・プラント人口の将来推計は、過去5年間（令和元～5年度）実績を用いて計画収集人口の予測を行い推計。

(2) 将来推計結果

- 令和12年度のし尿の排出量は、87千キロリットルで、人口の減少や浄化槽への転換、公共下水道の普及により、令和5年度に比べ17.8%減少すると予測されます。
- 令和12年度の浄化槽汚泥の排出量は、300千キロリットルで、くみ取りし尿から浄化槽への転換が見込まれるものの、人口の減少や公共下水道の普及により、令和5年度に比べ9.4%減少すると予測されます。

表4-2-1 熊本県内のし尿及び浄化槽汚泥排出量の将来推計

(単位:千キロリットル)

	令和5年度（実績値）	令和12年度（推計値）
し尿	105	87
浄化槽汚泥	331	300

第3節 産業廃棄物の将来推計（令和12年度）

（1）将来推計の方法

- 産業廃棄物量の将来予測に当たっては、今後とも「大きな技術革新及び法律上の産業廃棄物の分類に変更がなく、現時点（令和5年度実績）における産業廃棄物の排出状況等と業種ごとの活動量指標（建設業：元請完成工事高、製造業：製造品出荷額等）との関係は変わらない」ものと仮定し、業種別、種類別ごとに次の式により推計しました。

$$\boxed{\text{将来の産業廃棄物量}} = \boxed{\text{排出原単位 (※7)}} \times \boxed{\text{将来の活動量指標}}$$

※7 排出原単位

「令和6年度熊本県産業廃棄物実態調査等業務報告書（令和7年（2025年）3月）」（熊本県）（以下「実態調査」という。）による令和5年度の実績値を用い次の式により算出した。

$$\text{排出原単位} = \frac{\text{令和5年度の産業廃棄物量（実績）}}{\text{令和5年度の活動量指標}}$$

- また、将来における処理状況についても、産業廃棄物に対する中間処理、再生利用、最終処分等の処理体系が令和5年度のまま今後も変わらないものと仮定して推計しました。
- なお、前計画に引き続き、①排出量が多いものの排出抑制が困難である動物のふん尿、②廃棄物分野からの施策が講じにくい火力発電所のばいじんを控除した推計値も算出しました。

（2）将来推計結果

① 排出量

- 動物のふん尿、ばいじんを含む場合、7,661千トンで、令和5年度から2.7%（201千トン）増加すると予測されます。
- 動物のふん尿、ばいじんを含まない場合、4,438千トンで、令和5年度から7.7%（319千トン）増加すると予測されます。

② 再生利用率

- 動物のふん尿、ばいじんを含む場合52.7%で、令和5年度から約0.5%減少す

ると予測されます。

- 動物のふん尿、ばいじんを含まない場合 49.3%で、令和5年度から0.5%減少すると予測されます。

③ 最終処分量

- 動物のふん尿、ばいじんを含む場合、114千トンで、令和5年度に比べ約7%（7千トン）増加すると予測されます。
- 動物のふん尿、ばいじんを含まない場合も、最終処分量は上記と同様と予測されます。

表 4-3-1 熊本県内の産業廃棄物の処理状況の将来推計

(単位:千トン)

動物のふん尿、ばいじん	令和5年度（実績値）		令和12年度（推計値）	
	含む場合	含まない場合	含む場合	含まない場合
排出量	7,460	4,119	7,661	4,438
再生利用量	3,966	2,050	4,037	2,190
再生利用率	53.2%	49.8%	52.7%	49.3%
減量化量	3,387	1,962	3,508	2,133
減量化率	45.4%	47.6%	45.8%	48.0%
最終処分量	107	107	114	114
最終処分率	1.4%	2.6%	1.5%	2.6%